

平成17年2月23日

## (仮称)熊本市自治基本条例(素案)に関する

### 市民意見募集の結果

(仮称)熊本市自治基本条例(素案)について、市民の皆様からご意見・ご提案を募集しましたところ、多数ご意見・ご提案をいただき、ありがとうございます。

皆様方からいただきましたご意見・ご提案の概要と、これらに対する市の考え方について公表いたします。

なお、とりまとめの都合上、条例の条文に沿って、いただいたご意見・ご提案を要約し、また同種の意見等をまとめた上で、そのご意見・ご提案に対する市の考え方を明らかにいたしております。

また、本条例(素案)については、パブリックコメントで意見募集を行うとともに、出前講座を始め各種説明会を併行して開催してきたところであり、その際に寄せられたご意見についても同様にまとめております。

(所管課及びお問い合わせ先)

熊本市市長室市民協働課

電話 096 - 328 - 2036

電子メール [shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.kumamoto.lg.jp)

FAX 096 - 351 - 2180

# 目 次

- 1 パブリックコメント等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  
- 2 「(仮称)熊本市自治基本条例(素案)」の修正・・・・・・・・ 4  
\*パブリックコメント等で寄せられた意見に基づき、素案の修正を行ったもの
  
- 3 パブリックコメントに対する本市の考え方・・・・・・・・ 1 1
  
- 4 各種説明会、出前講座等での意見の概要・・・・・・・・ 7 1

# 1 パブリックコメント等の概要

## 1 実施状況

### (1)意見募集期間 (パブリックコメント期間)

平成16年12月22日～平成17年2月10日

### (2)意見提出状況

提出者数 164人(市内居住者150人 市外通勤通学者他 14人)

提出件数 701件(延べ件数)

意見の内容

- ・条例全般に対する意見・・・174件
- ・個別条文に対する意見・・・465件(内前文に対する意見43件)
- ・その他の意見・・・62件

### (3)説明会等の実施状況

町内自治会長研修会での説明会

ア)開催回数 15回 1)対象人数 726人

出前講座等

ア)開催回数 21回 1)対象人数 510人

オープンハウス

ア)開催日時 平成17年1月29日 午前10時～午後5時

1)来場者数 約500人

その他各種団体等での説明

ア)開催回数 8回 1)対象人数 521人

その他各種団体等での資料配布数

- ・18団体、2,579人

## 2 パブリックコメントで寄せられた提出意見への対応

- (1)意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの 141件・・・
- (2)意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているもの 212件・・・
- (3)市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 254件・・・
- (4)今後、参考とさせていただくもの 18件・・・
- (5)その他、条例に対する直接的な意見でないもの 76件・・・

## 3 説明会等で寄せられた意見

(1) 総数 181件

(2) 意見の内容

- ・条例全般に対する意見 50件
- ・個別条文に対する意見 79件(内前文に対する意見6件)
- ・その他の意見 52件

## 2 「(仮称)熊本市自治基本条例(素案)」の修正

- \* この修正は、パブリックコメント等で寄せられた意見に基づき、素案について加筆修正等を行ったものです。加筆・修正を行った部分については、見え消し線や下線を付して明記しています。
- \* なお、修正で対応した意見・提案の内容や、修正に対する本市の考え方については、「3 パブリックコメント等に対する本市の考え方」を参照ください。

### 前文

わたしたちが暮らす熊本市は、清らかで豊かな地下水に恵まれ、~~都市と自然が調和した歴史~~と熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。

わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権と個性を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関等との協働により、自主的、自立的に進めていかなければなりません。

わたしたちは、ここに、全ての市民が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割及び参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例において、~~次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります~~使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営み、又は活動するもの

- (2) 市の執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (3) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。
- (4) 協働 それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。
- (5) まちづくり 自らが生活し、又は活動している場を地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適で魅力あるものにしていく活動をいいます。

(自治の基本理念)

第3条 本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 一人ひとりの人権を尊重し、市民の意思を適切に反映した市政が行われること。
- (2) 自治の主体である市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。
- (3) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、相互に情報を共有し、協働して市政が進められること。
- (4) 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。

## 第2章 市民、市議会及び市の執行機関等の役割

(市民の権利及び役割)

第4条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、法令に定める権利及び次に掲げるの権利を有し、市政に参画します。

- (1) 市の執行機関等及び市議会と協働し、まちづくりに参画する権利
  - (2) 市民参画の前提として、なる、知る権利としての市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利
  - (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利
- 2 市民は、市政への参画に当たっては、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。
- 3 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。

(市議会の役割)

第5条 市議会は、市の議決機関として、広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政がの実現されるように努めます。

- 2 市議会議員は、政策立案能力の向上政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のため市全体の利益のために、誠実に職務を遂

~~行~~行います。

(市の執行機関等の役割)

第6条 市長は、市の代表として公正かつ誠実に市政運営を行います。

2 市の執行機関等は、~~次に掲げる~~事項を基本とし、市政運営を行います。

- (1) 市民の信頼に応え、公平及び公正であり透明性を高めること。
- (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めること。
- (3) 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げること。
- (4) 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。

3 市の職員は、必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、誠実に職務を~~遂行~~行います。

### 第3章 参画と協働によるまちづくり

#### 第1節 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第7条 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。

2 参画と協働によるまちづくりは、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

(青少年・子どもの参画)

第8条 青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。

2 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。

(市民参画制度)

第9条 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。

2 市の執行機関等は、~~その対象となる事案の性質に応じ~~それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

(施策への反映)

第10条 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めま

す。

(市民活動団体との協働)

第11条 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。

(協働による地域のまちづくり)

第12条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。

2 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めるものとし、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう努め~~こととします。~~

3 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。

(自治推進委員会の設置)

第13条 この条例に定める自治の基本理念の実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項について、市長に意見を述べるができるものとします。

3 委員会は、自治に識見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定め

ます。

## 第2節 住民投票

(住民投票)

第14条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求及び発議)

第15条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。

2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することが

できます。

- 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。

## 第4章 市政運営

### 第1節 執行体制

(総合計画)

- 第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。
- 2 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。
- 3 市の執行機関等は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行います。

(財政運営)

- 第17条 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。
- 2 市の執行機関等は、財政状況について市民に分わかりやすい資料を作成し、公表します。

(行政評価)

- 第18条 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。
- 2 市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表します。

(組織体制)

- 第19条 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。
- 2 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

(審議会等)

- 第20条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。

- 2 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。

(総合的な行政サービス)

第21条 市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

## 第2節 情報共有及び信頼の確保

(情報共有)

第22条 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に公開し、開示及び提供し、情報の共有に努めます。

(個人情報保護)

第23条 市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。

(説明責任)

第24条 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性を市民にわかりやすく説明します。

(意見及び提案の取扱い)

第25条 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

- 2 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、~~必要に応じ~~公開します。

(行政手続)

第26条 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。

## 第3節 国、他の地方公共団体等との連携

(国、他の地方公共団体等との連携)

第27条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。

2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

## 第5章 最高規範性等

(最高規範性)

第28条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。

2 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。

(条例の見直し)

第29条 ~~市長及び市議会は~~社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な措置を講じることとします。

## 附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行します。ただし、第13条の規定は、規則で定める日から施行します。

2 この条例の施行後4年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。

### 3 パブリックコメントに対する本市の考え方

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例の制定を切っ掛けとして、住みよいまちづくりのため、市民としてできることは前向きに取り組んでいきたい。(他10件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例に基づき、熊本市を魅力あるものにするため、リーダーは筋の通った方向付けを行い、市民は積極的に参加し、行政は効率的な施策に努めてもらいたい。(他1件)</li> <li>・ 市民が市民としての自覚と責任を求められている条例であり、地域の中で何ができるかを我々自身が考えていかなければならない。(他1件)</li> </ul>	<p>これからの地方分権や少子高齢化の進展などに対応するためには、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれの役割を担い、自ら進んで行動していくことが必要であり本条例を制定するものです。</p> <p>本市としましても、参画と協働による自主自立の新しいくまもとづくりに向けた取り組みを、さらに進めてまいりたいと考えております。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体の憲法として、日本国憲法や人権教育啓発基本法に明示してある様々な人権問題、人権課題を明確にしておくべき。人権の世紀にふさわしいものを望む(他6件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームレスなど、一人一人の人権を大切に対応を</li> </ul>	<p>人権問題は、自治の範疇だけにとどまるものではなく、人類普遍の問題として、本市としましても、その重要性は認識しております。本条例は、本市における自治の基本理念や仕組み等を定める条例であり、人権課題の一つ一つを例示してはおりません。</p> <p>しかしながら、人権尊重の重要性をさらに強調するために、ご意見を踏まえ、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を、「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重し・・・</u>」と、加筆修正いたしました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的に、行政と市民がどう連動するのかが見えてこない。実行性の担保が欲しい。(他 6 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治の基本は、自主独立、自律だと思うので市民一人一人の意見や意思を形にできるような仕組みづくりができればと思う。</li> <li>・ 若者の市政への参加促進を望む</li> </ul>	<p>第 3 章「参加と協働のまちづくり」の各条で定める事項に従い、市民参画制度により市民参画の仕組みづくりを進めるとともに、施策への市民意見の反映に努めます。また、市民活動団体との連携、地域の自主的なまちづくりを支援してまいります。</p> <p>そして、このような取り組みを進める中で、一人でも多くの市民の方が積極的に市政に関わることによって、協働のまちづくりが進んでいくものと考えております。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民会議素案はほぼ網羅されまとまっている。(他 2 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制定過程も市民参加型で評価する。(他 2 件)</li> <li>・ 市民会議素案から離れないように(他 1 件)</li> <li>・ 市民会議案との整合性が保たれていない。似て非なるものになっている。(他 4 件)</li> <li>・ 制定のプロセスは、市民会議との協働がとられていない。</li> </ul>	<p>今回お示しした素案は、市民会議から頂いた提言をベースとしながら、地域説明会などを通じ更に広く市民の皆様からの意見を求め、これらを踏まえて全庁挙げて検討を行うとともに、専門家による法的な検証を加え、策定したものです。</p> <p>これらの作業を進めるにあたっては、これまでの市民会議の議論や提言の内容を尊重しています。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の直接市政参加を視野にいれた、住民自治のあり方を視点とした条例でなければならない。ということを議論すべき。(他 1 件)</li> </ul>	<p>地方自治の本旨の一つである住民自治のあり方を視点とした条例であると考えています。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参画の機会について市民にどのようにPRし、どのように選ぶのか。(他 1 件)</li> </ul>	<p>第 9 条に基づき、参画機会の拡充に努めていくとともに、今後更に、広報活動にも積極的に取り組みます。また、市民の自主的、積極的な参画を基本とした協働による自主自立のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解決すべき課題に対応できなければ、制定の意味が無い。(他 1 件)</li> <li>・ 条文全部を実行できる具体的な事項に。</li> </ul>	<p>自治基本条例は、地方自治の本旨に基づいて、本市が抱える様々な課題を、市民、市議会、行政が、それぞれの役割を担い協働で取り組み、解決を目指していくための基本となる事項を定めたものです。</p> <p>今後、個別の問題については、それぞれの分野での対応を図る必要があります。その際に、全ての分野で共通する基本的な姿勢を定める、大変重要な条例と位置づけております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方分権化の中で市民が自治の主体として、ルールを定め、情報の共有・参画と協働の仕組みづくりを進められることは大歓迎である。(他 22 件)</li> <li>【関連意見】</li> <li>・ 素案についてはよくできており異議無い。期待している。今後、積極的に取り組み実効性のあるものにしてほしい。(他 38 件)</li> <li>・ 地方の独自性を発揮していく上で、このような自治基本条例の制定は必要であり意義のあることと思う。(他 4 件)</li> <li>・ 条例に対する理解はできた。(他 5 件)</li> <li>・ 個人個人にわかりやすい市政を望む。</li> <li>・ 条例に対する姿勢に敬服する。行政が変わりつつあることを実感した。(他 5 件)</li> <li>・ 市民にもっとアピールできるシステムを作るべき。</li> </ul>	<p>今後、条例の理念や基本的な考え方などに対する市民の皆様への周知・広報に努めるとともに、本条例に基づき、自主自立で築く協働のまちづくりを更に推進してまいります。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本原則として、危機管理や環境保全などを盛り込むべき。(他 1 件)</li> </ul>	<p>本条例は、自治の基本理念等を謳った条例であり、個別具体的な事項については、それぞれの分野で対応してまいります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の行政執行により市民が受けた不利益を救済する機関に関する規定を設けてほしい。</li> <li>・行政・人権オンブズマン制度等などの検討を（他 1 件）</li> </ul>	<p>ご提言については、別途個別に検討していく必要があると考えます。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途法令や条例等で定められているのに、特にこの条例を定める必要があるのか。（他 1 件）</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自治意識が低い中では、効果が薄い。地域活動を通じて自治意識を高めてから制定しては。</li> </ul>	<p>いくつかの条文の中には、既に法律や条例で定められているものもあります。</p> <p>しかしながら、これらを包含し、本市の自治の基本理念や基本的事項を条例として定めることは、地方分権、少子高齢化などに対応し、自己決定と自己責任に基づく市民、市議会、市の執行機関等の参画と協働による新しいくまもとづくりを進めるために必要なものであり、また大変重要であると考えております。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例違反について罰則を定めるべき（他 2 件）</li> </ul>	<p>罰則は、個別具体的な行為の違反をとらえて初めて適用されるもので、本条例は自治の基本ルールを定める理念条例であることから、罰則規定はなじまないと考えます。そこで、条例を推進するために、第 13 条において、自治推進委員会の設置を規定したところです。また、本市としても、今後、条例の趣旨が広く浸透するよう努めてまいります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平易な文体で好感が持てるが、市民の誰もが理解できるように、さらに表現を工夫してほしい。</li> <li>(他 4 件)</li> <li>【関連意見】</li> <li>・言葉の一貫性にも注意し、また、小中学生にもわかるよう文字の大きさにも配慮を(他 2 件)</li> <li>・全体的に分かりやすく理解できた。</li> <li>・ですます調を「～ある。」としたほうがよい</li> <li>・条例を広報するため、若者、小学生等用のバージョンを作成しては</li> </ul>	<p>本条例の趣旨や目的から、全ての市民の皆様にご理解いただけるよう、全体的に平易な表現に心がけております。さらに、ご意見の趣旨を踏まえ、例えば、第 6 条 3 号、「市の職員は、・・・誠実に職務を遂行します。」を、「市の職員は、・・・誠実に職務を行います。」と修正するなど、全体を通じて今一度表現の見直しを行い、必要な修正を加えました。</p> <p>なお、このようなことから「ですます」調で統一しております。</p>	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで条例制定に向け、どのように取り組んできたのか。プロセスが重要。(他 2 件)</li> <li>【関連意見】</li> <li>・町内では自主防災クラブ等の立ち上げを予定しているため、この条例を早期に制定してほしい。</li> <li>・一部の意見ではなく公平な立場で作ってほしい。</li> <li>・もっと早く作るべき。</li> <li>・浸透が足りない中、3 月議会の上程は早すぎる。</li> <li>・形だけ整えようとする行政の無責任さを感じる。</li> </ul>	<p>本条例については、平成 15 年 9 月に市政だより等で公募した市民 116 名の皆様で「市民会議としての条例案」を作り、その後、これを基に地域説明会等を開催し、さらに幅広い意見を求めるとともに全庁的な検討を行い、加えて専門家による検証を経て条例素案を作っております。</p> <p>更にパブリックコメントについても、通常より 3 週間ほど長く期間を設けるとともに、市政だより 1 月号での全文掲載、出前講座や町内自治会長をはじめとする地域説明会、中心部でのオープンハウスの開催、新聞等を活用した広報など、様々な手法で広く市民の皆様にご理解頂くとともに、素案に対する幅広い意見を求めてきたところです。</p> <p>今後、本年 3 月に開催される定例市議会へ提案いたします。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校、各校区への出前講座など、広報活動に努め、更に多くの市民の理解を求めていくべき。</li> </ul> (他1件)  <b>【関連意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まだまだ知らない人も多い。</li> </ul>	本市としても、パブリックコメント期間終了後も、市民の皆様への広報活動に取り組んでいかなければならないと考えており、ご提言を含め、さらに努力してまいります。	
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の趣旨を明確にするため、「暮らしやすい街づくりを市民自ら進めていくための」か、「市民による市民のための」熊本市自治基本条例としては。</li> </ul> (他1件)	条例の名称については、本市自治の基本を定めたものであり、簡潔に表現いたしました。	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本市の特性が出ていない。</li> <li>【関連意見】</li> <li>・ 特性としては、お城、森の都、九州中央などが考えられる。</li> <li>・ 心豊かだけでなく安全安心の事項が必要</li> <li>・ 国及び世界全体の中での熊本市の位置づけや基本姿勢を明確にする文章を</li> <li>・ あまりにもそっけないような印象を受ける。案より解説文のほうが説得力がある。(他 1 件)</li> <li>・ 少子高齢化など社会的背景の説明も必要。(他 1 件)</li> <li>・ この条例が市民参画と協働によりつくられたという経緯を追加。</li> <li>・ 「本市」でなく「熊本市」とすべき。</li> <li>・ 市民会議素案をそのまま採用。(他 1 件)</li> <li>・ 市民が一致団結して後に続くことができようなビジョンを掲げ、市政における市民の共通目標として意識改革を行っていったらどうか。</li> <li>・ 全体の修正案提示(他 1 件)</li> <li>・ 一部修正案(13 件)</li> </ul>	<p>前文は、本条例を制定する背景や意義を簡潔に表現することを主眼としてまとめております。その中で、熊本市の特性も表現したところがあります。</p> <p>しかしながら、様々に寄せられたご意見や修正案を一つ一つ改めて検討させていただき、「清らかな地下水に恵まれ、歴史と文化が息づく都市と自然が調和したまち」を、「清らかな地下水に恵まれ、<u>熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまち</u>です。」へ、また、「安全安心についても、「心豊かに生活できるまち」を、「心豊かに<u>安心して生活できるまち</u>」へ加筆修正いたしました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 憲法などに明記されている人権擁護と平和の希求について前文に掲げて、差別を許さない決意を表明してほしい。(他 1 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的弱者を大切にし、差別しないことを盛り込むべき。(他 4 件)</li> <li>・ 市民を主語にした住民自治を前文に明記すべき。(他 3 件)</li> <li>・ 「市民一人ひとりの人権」を「お互いの人権」に変更。</li> <li>・ 末尾の主語を「わたし」として市長の責任を明確に。(他 1 件)</li> </ul>	<p>人権擁護については、ご提案の趣旨を踏まえ、「多くの人々のたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、市民一人ひとりの人権と個性を尊重しながら」を「多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、<u>日本国憲法に保障されている個人の尊重・法の下</u>の<u>平等のもと</u>、市民一人ひとりの<u>個性と人権</u>を尊重しながら」に加筆・修正いたしました。</p> <p>平和については最も基本的な重要な事柄であります。本条例が自治の基本ルールを定めるものであり、また本市においては平成 7 年に「平和都市宣言」を行っていることから、この条例では盛り込んでおりません。</p> <p>なお、本条例は地方自治の理念を確立するものであり、熊本市のまちづくりに関わる全ての人を対象として、住民自治だけではなく団体自治も含むものとしています。</p>	
1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個性豊かと言う表現では中身がわからない。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弱者が最も大切にすまを目的に掲げてほしい。</li> <li>・ 「...自治を推進し、もって人権を尊重し、個性豊かで」とする。</li> <li>・ 「...自治を推進し、住民の福祉の向上と個性豊かで」とする。</li> </ul>	<p>この条例は、参画と協働のまちづくりという基本原則の下、地方自治の本旨に基づく自治を推進し、それによって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことを目的としております。人権尊重については、基本的な考え方として、ご意見を踏まえ、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下</u>の<u>平等のもと</u>、市民一人ひとりの<u>個性と人権</u>を尊重し・・・」と加筆修正しました。</p> <p>また、「個性豊か」の具体的な内容や福祉の増進などは、実際にまちづくりを進める中で具体化していくものと考えており、第 1 条に規定するこの条例の目的としては、現行の内容が適切と判断しております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくりの基本原則」を「自治の基本原則」に、また目的も「自治の実現」に変えるべき（他 4 件）</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「自治の本旨」を「本来の趣旨」とわかりやすくすべき（他 1 件）</li> <li>・ 「参画と協働で取り組むまちづくり」に変更。</li> <li>・ 基本原則を「基本ルール」に変更。</li> <li>・ 「個性豊かに市民一人ひとりが輝く活力に満ちた」とする。</li> <li>・ 「この条例は、日本国憲法が規定する地方自治体の本旨に基づきまちづくりの基本原則を定めて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために制定されます。」に変更。</li> </ul>	<p>この条例は、地方自治の本旨に基づく自治を推進するために必要な基本ルールを規定するものですが、自治の確立は手段であって、最終目的としては、これによって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことであると位置づけたことから、このような表現としておりません。</p>	
1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的として「基本理念を明らかにし」という表現を用いるのは法的に適正でない。例えば「市民の市民による市民のためのまちづくりを目的とする」など、分かりやすい表現に。</li> </ul>	<p>少子化対策基本法、男女共同参画基本法におきましても用例はあり、不適切とは考えておりません。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本市」という表現は現代の市民感覚になじまない。率直に「熊本市」とする。</li> </ul>	<p>本条例では「市」「本市」「わたしたちが暮らす熊本市」という表現を使用しています。「市」は、団体としての熊本市全体を指しています。「本市」は「わが市」という意味で使っており、熊本市という固有名詞は使用しておりません。「わたしたちが暮らす熊本市」は、前文等でのふるさと熊本を表現する一つの親しみやすいフレーズとして使っています。</p>	
1 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>解説文に「市政運営の基本的な原則やルールを定めている」旨を挿入。</li> </ul>	<p>この条例は、「本市における自治の基本ルール」を定めるものでありますが、新たに作成する解説文でわかりやすく説明いたします。</p>	
2 条 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の定義の中に定住外国人は含むのか、含むのであるなら明記すべきではないか。</li> </ul>	<p>この条例では、日本人と外国人の区別はしておりません。市民の定義にあてはまるものは全て市民になります。よって、外国人も市民に含まれます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
2条 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の定義は地方自治法や住民基本台帳法にある住民を基本とすべきであり、市民の定義に通勤通学者や事業者を入れるのは不適切ではないか。(他6件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の定義に、法人市民、NPOなどの団体を含む規定とすべき。</li> <li>・市民の定義をこのように定めた場合、第4条の規定で「市民」と同じサービスを受けられることにならないか。</li> </ul>	<p>今日のモータリゼーションの進展等に伴い、生活圏が拡大しており、特に、熊本市と近隣町とで構成する都市圏は年々拡大しております。</p> <p>そのような中、まちづくりにおいても、昼夜を問わず市内に通勤・通学をされている方並びに法人である事業者の皆様との連携・協力が、これまで以上に必要不可欠であり、熊本市で生き、活動している全てのかたがたの参画と協働でまちづくりは進められるべきとの考えから、本条例においては、通勤・通学者、事業者も市民の定義に加えしました。</p> <p>その上で、第4条において、市民の参画と協働のまちづくりへの基本的な権利及び役割を規定しています。すでにこのような条例を策定している他都市においても、ほとんどの都市が市民の定義に昼間市民や法人市民を含めておりますし、本市の「市民意見提出手続き（パブリックコメント）」に関する要綱」や「情報公開条例」などにおいても、同様に定義しています。</p> <p>しかしながら、この規定をもって本市に住民票をおく市民と全て同等の権利を有すると解するものではなく、例えば、この条例においても、住民投票の条例の制定請求は本市内に選挙権を持つ者と限っておりますし、その他、市内居住者とその他で区分しております各種市施設の使用料等についても、この条項によって見直しを行うものではありません。</p>	
2条 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「又は」を「または」に</li> <li>・「者」を「方」又は「人」に</li> </ul>	<p>「又は」、「者」、「もの」などは、一般的に使用する法令用語として、統一して使用しています。</p>	
2条 1号 ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウの「もの」が漢字ではない。活動するものとは何か。</li> </ul>	<p>活動するものとは、活動する団体も含めて表現しております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
2条 2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市の執行機関等」の「等」が不明であるので、削除しては（他1件）</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ここに明示されている限りでは行政全般と読むことができないため、「…消防長等」とすべき。</li> </ul>	<p>地方自治法に規定する「市の執行機関」に独立した権限を有する、公営企業管理者と消防長を加えて「等」と規定し、行政全体を表すものとして「市の執行機関等」としています。</p>	
2条 3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「主体的に参加」とあるが意味が不明。直接参加と変更してはどうか。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「立案から実施又は評価まで」に変更。</li> <li>「評価の全ての過程にそれぞれが対等の立場で主体的に」とする。</li> </ul>	<p>主体的とは、自らの意思・判断によって行動することです。本市の自治を確立していくためには、それぞれが自らの意思で自発的に参加することが基本となることから、「主体的な参画」としております。</p>	
2条 4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相互に特性を尊重し、補完し、」を「自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し」へ変更（他2件）</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「協働 市民のまちづくりに市議会又は市の執行機関等がそれぞれの役割と責任に応じて補完し協力することをいいます。」に変更。</li> </ul>	<p>協働の定義は、「それぞれが役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力すること」としておりましたが、ご意見の趣旨をふまえ、「それぞれが<u>対等な立場で</u>、役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力すること」と加筆修正いたします。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
2条5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの定義が、市域全体を指すのか地域のまちづくりを指すのかあいまい</li> <li>(他8件)。</li> <li>・「活動している場をソフト的にもハード面でも快適で」とする。</li> <li>・本条例では「まちづくり」について市政の運営方法にまで踏み込んだものになっているため、この表現では不十分。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨をふまえ、「まちづくり」の定義は、「自らが生活し、又は活動している場を・・・」を「自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適に・・・」に修正します。</p>	
2条4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「それぞれが」とあるが、言葉の意味を説明する条項であるため、表現を省略してはならない。</li> </ul>	<p>「市民と市民」「市民と行政」等異なる主体それぞれがという意味です。表現としては簡潔にするためこのままにいたしますが、あらためて解説文に記載します。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
3 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治の基本理念として、第 1 号の前に「市民は本市の主権者であり、まちづくりの主体である。」を明記すべき。(他 1 件)</li> <li>・自主・自立・自治を三自の精神として推進することが必要ではないか。</li> <li>・市政運営の基本原則、住民自治の理念、団体自治の理念を第 1 条、第 3 条で明記すべき</li> <li>・「自治の基本理念」には条例制定の意義が凝縮されている。</li> <li>・自治の理念は、市民が主役であること 人権や一人一人を大事にすること 環境に配慮した魅力ある熊本市にすること (他 1 件)</li> <li>・市民自治の基本理念は、市民の自主的行動を基本 情報提供、参画の機会、市民意見の反映 国や県に対しては、市の自立に変更。</li> </ul>	<p>ご指摘の趣旨は前文に記載しており、これを踏まえて第 3 条の自治の基本理念を規定したところです。また、第 3 条第 2 号において、「自治の主体である市民」と明記しております。</p> <p>市政運営の基本原則や住民自治、団体自治の理念については、第 3 条の各号で盛り込まれていると考えております。</p> <p>また、人権尊重の重要性をさらに強調するために、ご意見を踏まえ、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重し・・・</u>」と加筆修正いたしました。</p> <p>今後、市民の皆様にご周知を図るとともに、条例理念の浸透に向けて取り組んでまいります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
3条 1号 3号	<p>・基本理念として、具体的な人権阻害の要因を列挙するなど、人権について、詳しい記載が必要である。</p> <p>(他6件)</p> <p>【関連意見】 年齢に関係なく意見を取り入れて欲しい。</p>	<p>本市としましても、人権問題の重要性は認識しておりますが、本条例は、本市における自治の仕組みともいべきものを定める条例であることから、人権課題の一つ一つを例示してはおりません。</p> <p>しかしながら、人権尊重の重要性をさらに強調するために、ご意見を踏まえ、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を、「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとり</u>の個性と人権を尊重し・・・」と、加筆修正いたしました。</p>	
3条 1号	<p>・市民の意志の反映の仕方をもっと具体的に示して欲しい。</p>	<p>市民意見の反映の手法は、対象となる施策や事業等によって様々な手法が考えられますので、具体的な反映や参画の仕組みについては、それぞれの案件に応じ、今後検討し、整備してまいります。</p>	
3条 3号	<p>(3)については別に条立てして、基本原則の規定として盛り込むべき</p>	<p>第3章で別に規定しています。</p>	
3条 4号	<p>・原文のままでは、市が勝手に市政を進めるような、誤解を生じるのではないかと(他4件)</p>	<p>「市の自立」でいう「市」とは、団体としての熊本市全体のことです。この点は、解説等で明記します。</p> <p>ここで掲げている理念は、熊本市として、自己決定・自己責任に基づく自治体運営を進めていくことを表現したものでありますが、ご意見を踏まえ、「市自らからの意思と責任のもとで市政が行われること」を、「<u>市自らの意思と責任のもとで、自立した</u>市政が行われること」に加筆修正いたします。</p>	
3条 4号	<p>・「意志と責任のもとで」を「判断と責任において」に変更。(他1件)</p>	<p>自己決定とは、判断するだけでなく意思をもって決めることと考えます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
3 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治の基本理念については、市民憲章として別途啓発する方法もある。</li> </ul>	<p>自治基本条例は、自治の基本理念を市議会の「議決」を経て、「法規範としての条例」として規定することが意味があると考えます。</p>	
4 条 1 項 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>この項に市議会が入ると、議会活動にも参画できるかのような誤解を招く。よって、「市の執行機関及び市議会と協働し」を削除し、「市の政策形成の過程及び」に変更</li> </ul>	<p>これからのまちづくりは、本市を構成する市民とその市民によって選ばれた議員で構成される議会及び行政の三者による協働が重要であり、このような表現といたしております。なお、第 2 条の「協働」の定義では、「それぞれが<u>対等の立場</u>で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し・・・」となっておりますので、この条文は、議会活動への直接的な参画を意味するものではありません。</p>	
4 条 1 項 1 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まちづくりに参画する権利」と書くと、町内会などの地域社会への参加という意味に誤解される恐れがあるため、『まちづくり』を「市政」に変更。(他 1 件)</li> </ul>	<p>まちづくりへの参画は、地域単位での参画のみを指すものではなく、本市全体に関わる課題への参画も含め幅広い意味を持つものとして使用しているところであり、第 2 条定義の中で、「自ら生活し、活動している<u>地域をはじめとして、私たちが暮らす熊本市を</u>」という表現に修正しております。</p>	
4 条 1 項 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報を求める権利だけでは弱い。知る権利を明記していただきたい。(他 9 件)</li> </ul>	<p>素案では、「市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利」をもって知る権利の内容を規定していましたが、ご意見を踏まえ、この意味を明確にするために、「市民参画の前提として、市の執行機関等に・・・」を、「市民参画の前提となる、知る権利としての市の執行機関・・・」と加筆修正いたしました。</p>	
4 条 1 項 2 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市の執行機関等及び市議会に対し、」を削除し「市政に関する」に変更</li> </ul>	<p>市民参画の前提として情報を求める権利を規定していることから、情報を求める対象を明確にしております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
4 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 4 条(4)として、「市民は市政に参画協働しないことを理由に不利益を受けることはありません。」を追加（他 1 件）</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくりに参画しない権利を明記する。（他 1 件）</li> </ul>	<p>参画と協働は、まちづくりに不可欠なものとして規定しておりますが、だからといって参画協働をしないことにより、不利益を受けるものではありません。</p>	
4 条 1 項 3 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (3)に関しては、意見を述べる方法を具体的に明記すべき。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広義的なまちづくりを進めることが重要であり、まちづくりの制度的な保障について具体的記載が必要。</li> </ul>	<p>現行においても、このようなパブリックコメント制度などを設け実施しておりますが、意見を述べる方法としては、第 9 条の市民参画制度の中で、「市の執行機関等は、・・・市民参画のための仕組みを整備します。」と規定しております。</p> <p>今後、更にそのような参画の仕組みづくりにおいて充実を図ってまいります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
4条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4条(4)として、行政サービスを受ける権利や、良好な環境のもと安心して安全な生活を営む権利等を規定してほしい。 (他1件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第9条、第18条にあるが、行政評価への市民参画の権利をここに追記してはどうか。</li> <li>・ 以下の内容を盛り込む。 市議会及び市の執行機関等から情報を受け取る権利 まちづくりに参画する又はしない権利 市政に関して意見を述べ、提案をする権利 市議会及び市の執行機関等が、市民の参画権について、市議会及び市の執行機関等が最大限の保障を行い、意見及び提案を尊重すること。</li> <li>・ 市民の参画権と情報請求権について、市議会(第5条)や市の執行機関等(第6条)で保障すべき。</li> <li>・ 以下の内容については、より明確に条文化すべき。知る権利 市政に参画する権利 市民・議会・行政間の対等な立場と協働する権利 意見を表明し、提案する権利</li> </ul>	<p>本条文の各号は、自治の理念を実現するための権利を特に規定したものです。</p> <p>なお、第1項の「自治の理念を実現するため、<u>法令に定める権利及び次に掲げる権利を有し…</u>」を、より正確にわかりやすくするため、「<u>日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有し、市政に参画します。</u>」と加筆修正いたしました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
4 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利とともに市民の義務を明確にすべき。 (他 5 件)</li> <li>【関連意見】</li> <li>・ 法で定められた義務を果たすことは権利の行使と同様に重要であるので、「であることを認識し、」の後に「行政サービスに伴う納税等の義務を果たす…」を挿入する。</li> <li>・ 「…主体であることを認識し、諸法規尊重の念を忘れず、」その発言と行動に責任をもち、」を追加。</li> <li>・ 4 条 2・3 章で、市民には自主・自立の地域づくりを強く求めると解説にあるが、その後が見えない。</li> <li>・ 「…次に掲げる権利を有し、住民自治を発展させ市政に参画します」とする。</li> <li>・ 権利の行使に対して執行機関は応える義務があり、そのためには相当の時間と労力を要する。権利への過度な期待を避け、行政運営のスピード化と経費節減も同時に叶える条例にするためにも、表現方法の再考を。</li> <li>・ 基本原則については、統制されるべき事項は明確に示していただきたい。</li> </ul>	<p>ご指摘を踏まえ、市民の役割をより明確にするため、現行の「法令に定める権利及び次に掲げる権利を有し、…」を、「<u>日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに</u>…市政に参画します。」とし、また 2 項において、現行の「その発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組みます。」を、「その発言と行動に責任を持ち、<u>自ら</u>まちづくりに取り組みます」と、加筆修正しました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
4条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「責任をもち、」の後に「地域社会の発展に寄与する」を挿入し、身近な地域との関係を記載すべき。</li> </ul>	<p>ここでは、まちづくりへの参画を地域単位のみを指すものではなく、本市全体に関わる課題も含め幅広い意味をもつものとして使用しており、地域のまちづくりについては、第12条で規定しています。</p> <p>また、まちづくりを狭い意味にとられないよう、第2条において、まちづくりの定義を加筆修正いたしました。</p>	
4条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくりに取り組みます」を削除。文末を「持つこととします。」へ。</li> </ul> <p>(他1件)</p>	<p>市民の皆様の自主的、積極的なまちづくりへの取り組みがなされることが、新しいまちづくりに必要不可欠な事柄であり、原文のままいたします。</p>	
4条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「まちづくりに取り組みます」を削除。文末を「努めます。」へ。(他1件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4条と切り離し、次の条に(事業者の責務)を設ける。</li> </ul>	<p>事業者に関しては、市民として第4条に加えており、また、単に義務を課す消極的な面だけではなく、より積極的にまちづくりへ貢献していただきたいとの意味を含めて「まちづくりに取り組みます。」と規定しています。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
5 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市議会は、自治の基本理念に則り、市の議決機関としての権限を行使し、自治を推進する責務を有する。」を挿入するなど、議会の立場を尊重しつつ、その責務を明確に記載すべき。(他 1 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会の当然ともいえる役割が改めて明記されることで、議会内に緊張感が生まれ、その職務の責任が深く認識されることを期待する。特に政策立案能力の向上を期待する。</li> <li>・「市政運営を監視し、」を「市の執行機関等を監視し、」に変更。</li> <li>・「市政運営」と「市の行政運営」とがあるが、この表現で問題ないか。</li> <li>・</li> </ul>	<p>本条文は、議会の最も基本的な機能である、議決及び市政運営のチェック・監視について、簡潔に規定したものです。</p> <p>しかし、市議会の機能や役割をより明確にするため、「市政の実現に努めます。」を「<u>市政が実現されるよう努めます。</u>」に加筆修正いたしました。</p>	
5 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見出しの「役割」を「責務」又は「義務」に変更。</li> </ul>	<p>「責務」「義務」とすると限定された狭いイメージとなることから、ここでは広い意味で「役割」としました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
5条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市議会議員は、…市民のまちづくりを進めるために公平及び公正に市全体の利益を考え」を追加。</li> </ul>	<p>第5条第1項に含まれています。</p>	
5条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の役割が議決機関ならば、議員の役割は政策立案能力ではなく、例えば、審議する能力や政策を提案するが適切では。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市議会議員は、「合議制の機関を組織して、議決の数に加わる権利を持つ者として、政策立案能力の向上に努めるとともに、」を追加。</li> </ul>	<p>市議会議員の役割については、簡潔に表現しておりますが、よりわかりやすくするため「市議会議員は、<u>政策立案能力の向上に努めるとともに、</u>」を、「市議会議員は、<u>政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、</u>」と加筆修正しました。</p>	
5条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市議会議員は、市民への奉仕者として」に変更。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『市全体の利益』を「市民全体の利益」に変更。（他1件）</li> <li>市民会議素案にあった「市民の負託に応えて」を挿入すべき。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「<u>市全体の利益のために</u>」を「<u>市民の信頼に応え、市民のため</u>」と加筆修正しました。</p>	
5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会議員は広範な市民意見の聴取に努めるなど、しっかりと市民の信託に答えて頂きたい。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市議会は、市民の意見集約をどのような手法で行っているかわからない。</li> </ul>	<p>議会における市民意見集約については、第5条第1項の規定において「<u>広範な意見集約に努めるとともに</u>」と規定されており、ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
5条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>『公平及び公正』は公正のほうが重い。「公正及び公平」にする。他も同様(他1件)</li> </ul>	<p>「公平、公正」については、いずれも重要なものと考えます。また公正に行われる前提として、公平であるべきことから原文のままとしました。</p>	
6条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市の代表」「市民の代表」に変更</li> </ul>	<p>市長は、直接選挙で選ばれた市民の代表であるとともに、法人格を有する団体としての熊本市の代表であることから、両方の意味を含め市の代表としております。</p>	
6条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市長は、この条例を遵守し、自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。」に変更。(他1件)</li> </ul>	<p>本条例の遵守については、第28条第2項において同趣旨の規定をおいています。</p>	
6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市長は公正に誠実に」「職員は奉仕者」とあるが、市役所の対応が煩雑。(16条、22条も同じく)</li> </ul>	<p>第16条、第22条、第21条の規定に基づき、今後さらに部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供するとともに、わかりやすい市政運営に取り組みます。</p>	
6条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に向かってこのように市職員の役割が明言されることも、この条例制定の利点であり、意義を感じた。</li> </ul>	<p>この条文に基づき、今後さらに全庁あげて市職員としての職務を誠実に遂行してまいります。</p>	
6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民の信頼に応え、市民の人権を尊重し、公平及び公正であり...」と追加。(他1件)</li> </ul>	<p>本条2項1号において、市の執行機関等は、市民の信頼に応え公正であり透明性を高めると規定しており、全ての市民を等しく尊重することの趣旨は含まれていると考えておりますが、ご意見の趣旨を踏まえ、前文を加筆修正いたしました。</p>	
6条 2項 1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>「(1) 透明性を高めるために、個人情報を除いて原則公開します。」に変更。</li> </ul>	<p>第22条で積極的な情報の開示、提供による情報の共有を掲げております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
6 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用対効果は福祉に限定されるものではないので別号立てにする。「すべての市政は、最小の経費で最大の効果を挙げることに」と変更。(他 1 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「... 増進を図るとともに、公共事業は無駄をなくし最小の経費で」とする。</li> </ul>	<p>第 6 条でいう「福祉の増進」とは、地方自治法第 1 条に規定される地方自治体の役割からの引用によるもので、社会福祉のみを表すものではありません。</p> <p>「最少の経費で最大の効果を挙げて」との記載には、ご意見の趣旨が含まれています。</p>	
6 条 2 項 4 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「本市の文化・歴史遺産を生かし、環境整備により活性化させ市の独自の発展を実現する」に変更を。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「個性豊かで活力に満ちた地域社会」という意味があり、また、活力と書くのと、経済活力だけであるかのように受け止められるため、素案の 4 号を削除し、「政策形成過程において、市民の参加を推進すること。」を新たに 4 号とする。(他 1 件)</li> <li>・ 「本市の特性を生かし」を削除。</li> </ul>	<p>第 6 条では本市の特性について限定せず、歴史文化遺産をはじめ地下水などの自然環境、地理的特性、人材その他、あらゆる要素について、総じて「本市の特性」とし、具体的な例示をしないこととしました。</p> <p>また、『活力』という文言は、経済的活力のみを意味するものではなく、市民の皆さんが生きがいを持って暮らしている様などの意味も含め、より広くとらえています。市民の参画については、第 9 条市民参画制度の中に規定しています。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
6条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の執行機関の役割の中に市民参画の機会拡充の規定を。</li> <li>・市の執行機関の役割に、人材育成と登用に柔軟に対応することを追加。</li> <li>・市の執行機関等の役割について、「透明性を高めるために個人情報を除き原則公開します。」「市民の意向や実情を把握するために、アンケートや現地調査を行います。」「社会的弱者を最も大切にすることで福祉の増進を図ります。」に変更。(他1件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民の意向」を「市民の意見」に変更</li> </ul>	<p>ここでは、市の執行機関等の本質的な役割を規定しているものです。市民参画の機会の拡充や人材育成・登用、アンケート調査などは、本質的な役割というより、第6条第2項の各号で定める事項を果たすために不可欠なものであると捉えております。</p> <p>そこで、第9条において、市民参画の仕組みを整備していくことを規定し市民の意向を把握しながら市政運営を行っていきます。</p> <p>また、人材育成・登用については、第19条において、市政の課題に柔軟に対応できる組織体制の整備や職員の育成等を規定しています。</p> <p>また、本条例は、自治の基本原則を定めるものであり、福祉の充実、環境保全、経済活性化等については、それぞれの分野ごとの条例や計画等で推進を図っていくこととしております。</p>	
6条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体の奉仕者として市民の視点に立ち...」を「全体の奉仕者として市民の人権を尊重し、市民の視点に立った位置から...」に変更 (他4件)</li> </ul>	<p>この条文では、市の職員の基本的な責務を定めており、この中で、ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。なお、人権尊重については、前文において「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人一人の個性と人権を尊重し・・・</u>」と加筆修正しました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
6条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は、「職員として自覚し、職務に対する知識及び能力を修得し」全体の奉仕者として市民の視点に立ち、「忠実・迅速に」職務を遂行します。に変更。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要な知識及び能力の修得と向上」とあるが、「市民との協働」に必要な知識と能力の修得など具体的にすべきでは。</li> </ul>	<p>「必要な知識及び能力の修得」に努めるという中に、ご意見の趣旨は含まれているものと考えます。</p>	
6条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体の奉仕者」を「市民全体の奉仕者」へ変更。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全体の奉仕者」を「市民への奉仕者として」に変更。(他1件)</li> <li>・「奉仕者」とは無給で労働している者を連想させるため、「奉職者」に変更。</li> </ul>	<p>全体の奉仕者という意味には、市民の奉仕者であるということとはもとより、一部の人々の奉仕者ではないという2つの意味があると考えており、通常使用される「全体の奉仕者」とします。</p>	
6条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員も市民との協働に取り組む規定を挿入。</li> </ul>	<p>職員は、市の執行機関等の業務を行うための補助機関であり、市の執行機関の役割を果たすために職務を行うこととなります。そのため、必然的に市の職員も協働に取り組むこととなります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
6 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「...市の代表として、団体自治の原則に基づき公平かつ誠実に」とする。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市の代表として」を「市民への奉仕者として」に変更。</li> <li>・ 「市の代表として」を「市民の信託を受けて」に変更。</li> </ul>	<p>本条 2 項 1 号において、市の執行機関等は、市民の信頼に応え公正であり透明性を高めると規定しており、全ての市民を等しく尊重することの趣旨は含まれていると考えています。</p>	
7 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくりの定義があいまいで、地域のまちづくりが地域活動だけに誤解される恐れがある。(他 3 件)</li> </ul>	<p>第 2 条において、まちづくりの定義を「自らが生活し、又は活動している場を・・・」を「自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を・・・」に修正しました。</p>	
7 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り組むとあるが意思を示しただけであり不十分。「熊本市づくり及び市政運営に努めます」に修正。(他 1 件)</li> </ul>	<p>市民、市議会、市の執行機関が参画と協働によるまちづくりに取り組んでいくことが大事だと考えます。そのための仕組みを第 3 章、第 4 章で定めております。</p>	
7 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な取り組みを記載すべき。(他 1 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画について、個別条例ができれば実効性が上がる(他 1 件)。</li> <li>・ 「参画および協働の原則」では、( 1 )はもちろんだが、( 2 )に対して大いに共感する。</li> </ul>	<p>本条例は、自治の基本原則を定めたものであり、具体的な男女共同参画社会の実現については、現在、平成 14 年に策定した「男女共同参画プラン」に基づき、全庁的に様々な取り組みを進めております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
8 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年子どものまちづくりへの参画を明記することは大変重要である。（他 10 件）</li> <li>・ 青少年と子どもを併記する必要があるのか</li> </ul>	<p>まちづくりは将来の夢を描くことでもあり、その主役となる青少年・子どものまちづくりへの参画は大変重要と考え、広く市民の中に含まれる青少年・子どものまちづくりへの参画について、特に条文を設けたところです。</p> <p>「青少年・子ども」の併記につきましては、一般的に「大人」と区別するために使用されていることから、わかりやすい表現として用いております。</p>	
8 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年・子どもの参画については、今子どもたちは学力が低下し、ほかにすべきことがある。条文の削除を。</li> </ul>	<p>まちづくりは将来の夢を描くことでもあり、その主役となる青少年・子どもの「まちづくりへの参画」は大切なことであると考えます。</p> <p>本市の教育は、学力だけではなく、生きる力を育みながら、健やかな心身の育成を目指し、取り組んでいるところです。</p>	
8 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年育成大綱では、30 歳未満となっているが、整合性をどう考えるのか。（他 1 件）</li> </ul>	<p>ご指摘の通り、青少年育成大綱では 30 歳未満を青少年としておりますが、ここでは、まちづくりへの参画の立場から、選挙権や直接請求権などの参画権を付与されていない、20 歳未満を青少年・子どもとしております。</p> <p>なお、各種施策との整合性については、必要に応じそれぞれ法令や計画等で定義を行うことで、整合性は図られるものと考えます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
8 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに参画する環境を整えるとともに、次代を担う子どもたちを大切に育み、健やかな成長を支援する環境整備、安全対策も重要 (他 2 件)</li> <li>【関連意見】</li> <li>・子どもの権利について、もっと具体的に記載してほしい。(他 1 件)</li> <li>・町づくりの基本は人づくりからだと思う。今必要なのは徳育では？</li> <li>・「『こどもの権利条約』を実現させていく立場から、個人として尊重され、」に変更。(他 1 件)</li> <li>・「環境づくり」は「環境整備」に変更。</li> <li>・権利とすべきか否か。参画できるよう促すことができればよいのでは。</li> </ul>	<p>本条例においては、自治の基本ルールとして、まちづくりへの青少年や子どもの参画について明記したものであります。</p> <p>そのほかの子どもの権利や子どもたちの成長支援、あるいは未成年犯罪防止等具体的施策につきましては、家庭・学校・地域社会との連携を図りながら、次世代育成支援行動計画、子ども輝きプラン等の関連計画に基づき、積極的に取り組んでまいります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
9 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重要な施策の立案、実施及び評価」の表現では不十分である。市民参画の必要性や立案段階からの参画制度を確立する条文が必要である。 (他 1 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参画のための仕組みを整備しますでは、あまりにも理念的で、具体性に乏しい。(他 2 件)</li> <li>・ 現行のパブリックコメントなどの充実を望む。</li> <li>・ パブリックコメント制度等具体的に規定すべき。 (他 1 件)</li> <li>・ 第 4 項として「市民参画の制度は別に条例で定める」を挿入。また、公募市民の参加とその枠について明記すべき。 (他 1 件)</li> <li>・ 第 9 条、10 条は、条例の理念である「協働のまちづくり」とは程遠いもので、市民会議案の趣旨が生かされていない。</li> </ul>	<p>本条例については、基本的事項を定めるものであり、具体的な参画の手法等については、本規定に基づき、今後、様々な段階における市民参画のための仕組みづくりを進める中で具体化してまいります。</p> <p>また、現在実施しておりますパブリックコメント制度等についても、意見の提出がしやすいような工夫を行うなど、更なる充実を図ってまいります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
9 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 9 条を受け、立案段階の参画は第 16 条で、評価段階での参画は第 18 条で規定されているが、実施の段階での参画は明記されていないのは、なぜか。</li> </ul>	<p>第 16 条で規定している総合計画は、まちづくりの基本指針であり、市民協働を前提に市民参画の手続きを踏まえ策定すること、また、実施にあたっては市民参画による評価を行うことから、実施段階での参画も含んでいると解しております。</p> <p>なお、地域施設における住民設計、パブリックインボルブメント制度の積極的な導入をはじめ、具体的な取り組みを進めているところです。</p>	
9 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「これを」が指すものについて 手法であるならば手法を公表するとはどういう意味かについて、解説文で示すべき。</li> </ul>	<p>参画を促すためには、参画の手法をお知らせすることが重要であることから、これを公表することとしました。詳しくは、解説文に記載いたします。</p>	
10 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメント制度は、市民参画を保障する大切な制度であるので、「市の執行機関等は、市政運営に関わる重要な施策や計画の策定にあたっては、事前に案を公表し、市民意見の提出を求め、施策に反映させるように努めるとともに、当該意見に対する市の考え方を公表します。」に変更。(他 1 件)</li> </ul>	<p>第 10 条は、パブリックコメント制度も含め、市民参画により表明された意見や示された提案を適切に施策に反映させていこうとする趣旨の規定です。パブリックコメント制度は、現在も要綱にしたがって実施しています。</p>	
10 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「努めます。」を「反映させます。」に変更。</li> </ul>	<p>全ての意見を反映できるものでないことから、「努めます。」という表現にしました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
10 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>その結果を市民に公表するとしているが、公表できないものもあり、記録を行い必要に応じ公表するとしてはどうか。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の声を反映させるまでに時間がかかる。速やかな対応を。</li> </ul>	<p>第10条で規定しているものは参画及び協働の基本原則であり、具体的な意見提案の取り扱いについては、第25条第2項において定めております。</p> <p>なお、公表にあたっては、当然のこととして情報公開条例、個人情報保護条例により適切に対応いたします。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治を推進する主体として、自治会を明確に位置づけるために、表題「市民活動団体との協働」を「自治会等との協働」に変更する。(他1件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会と行政は密接に係っており、ボランティアやNPOと区別し明確な仕組みを考える必要がある。</li> </ul>	<p>地域のまちづくりにおいて、町内自治会はその中核的な組織であります。ここでは、地域を含め熊本市全体のまちづくりを捉えており、そのまちづくりにおいて、自治会を含め、NPOや各種ボランティア団体など、様々な市民活動団体と連携し、協働で取り組んでいくことを規定しています。</p> <p>また、町内自治会など各種団体についてはそれぞれに目的、役割なども異なっており、具体的な連携にあたっては、それぞれの団体ごとに、特性に応じ効果的に進めてまいりたいと考えております。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や各種団体との連携などについては、具体的な方針を明確に条項に加えてほしい。</li> </ul>	<p>第11条(市民活動団体との連携)によるまちづくりを協働で進めるための仕組みを整備して参ります。</p> <p>具体的には、今後、市民公益活動団体との協働のあり方についての指針等の策定などに取り組んでまいりたいと考えています。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援について、特に財政的支援の決定権を納税者にゆだねるところまで踏みこんではどうか。</li> </ul>	<p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県や JA 等との連携が必要。特に、農と観光との共存など。</li> </ul>	<p>この条文では、市民活動団体との連携を規定しておりますが、事業者は、市民として参画と協働に含まれており、第 27 条において、国・県等との連携も規定しています。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。」を「支援等に努めます」に変更。(他 1 件)</li> </ul>	<p>協働の理念からは、支援を柱とすることは、適切でないと考えます。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動する団体と連携するところがあるが、団体といってもいろいろあると思われるが、あらゆる団体と連携するのか。</li> </ul>	<p>本条は、あくまでも市民が主体となって、自主的・自発的に公共の利益や社会貢献を目的として活動する団体との連携を規定しています。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内会、校区あたりの小さなところからまとめ、市全体をまとめる工夫を。市がひとつの会社経営者のような立場で考えることが大切。</li> </ul>	<p>市民が自治の主体者としての認識を持ち、積極的にまちづくりへ参加されることを掲げています。校区自治協議会(各種団体が連携してまちづくりを進める組織)の設立などを通じて地域の連携を強化し、市民相互の協働によるまちづくりを進めていきます。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市の執行機関等は、住民の福祉を目的とした幅広い市民活動団体と連携を図り」とする。</li> </ul>	<p>趣旨は同義と考えます。</p>	
11 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくりを協働で進めるための仕組みについて内容を明記すべき。</li> </ul>	<p>校区自治協議会の設立など、具体的な施策に取り組む中で進めていきます。</p>	
12 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民と市の執行機関等は、」とする。</li> </ul>	<p>地域のまちづくりの主役は市民であるとの思いから、第 12 条第 1 項、第 2 項の主語は「市民」としてしています。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
12条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「思いやり」や「ふれあい」といったあいまいな表現は条文に使うべきではない。(他1件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりは、互いに十分尊重しながら進めることが大切。思いやりふれあいとともに、きれいな住みよいとしてはどうか</li> </ul>	<p>地域づくりにおいては、人びとの融和やふれあいが大切であると考えており、できるだけ日常的な表現にまとめるという考えからこのような規定にしております。</p> <p>なお、一方で条文の意図を明確にするため、「進めるものとし、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう努めることとします。」を「思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう...進めることとします。」に修正しました。</p>	
12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域のまちづくりが推進されるよう支援します」、「地域のまちづくりを市民と協働で推進します」にしてはどうか。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりが先あって、地域で議論した結果解決できない課題について行政に提案するという条文にすべき。</li> </ul>	<p>身近な地域のまちづくりについては、あくまで地域住民の方々が主役です。</p> <p>地域の諸問題については、地域住民が協力し、解決していくという住民による自治が重要です。このため、まず、そこに住む人々が中心となって地域づくりを進めていく中で、行政はそれを支援することとしていますが、その支援も市民と協働で進めていくことを前提としています。</p>	
12条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いを十分に尊重しながら進めることが大切。民主的な話し合いが大切。</li> </ul>	<p>第12条第2項に「互いを十分に尊重しながら」と記載しております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
12 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政への参画が個人を主体としている印象を受ける。自治を推進する主体は個人の集合体である、コミュニティや自治会、NPOなどの組織ではないか。自治会を基礎として育成し、NPO等との連携を進める姿勢があってもよい。(他1件)</li> <li>・</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民会議に入っていたコミュニティの条項を入れるべき。</li> </ul>	<p>ご意見のとおり、市民協働の具体的なパートナーとしては、市民活動団体がその中心となると考えられ、この点について、第11条、第12条において、自治会等の地縁団体とともにNPOや各種ボランティア団体など、様々な市民活動団体との連携・協力を盛り込んでいます。</p> <p>特に、町内自治会は、地域のまちづくりにおいて中核的な役割を果たす団体として位置付けております。</p> <p>なお、コミュニティという言葉をより分かりやすくするため、協働による地域のまちづくりとして整理いたしました。</p>	
12 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民は、住民の福祉を目的として、市民相互の...まちづくりを推進します。」とする。</li> <li>・ 「...住みよい地域づくりをすすめます。」とする。</li> </ul>	<p>この節は、参画と協働についての節であり、まちづくりについては、第2条において規定しています。</p> <p>また、まちづくりへの参加は主体的な参画を基本としていることから「努めます。」という表現としております。</p>	
12 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「...進めるものとし、必要な場合は民間事業者の協力も得て、思いやりと...」とする。</li> </ul>	<p>市民の中には事業者も含まれています。</p>	
12 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2行目「進めるものとし」は行政的な言い回しではないか。「尊重しながら進め、」あるいは「尊重しながら取り組み、」とする。</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、「尊重しながら進めるものとし、...努めます。」を「尊重しながら進めることとします。」に修正しました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的なまちづくりは行政の短期異動システムの中ではとても難しい。人によって施策が変わるのは不都合で、執行機関の支援では足りない。協働の仕組みにまで踏み込んで欲しい。</li> </ul>	<p>今後、具体的な協働の仕組みについては、全庁的に検討を進め取り組んでまいります。</p>	
12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治組織の役職任期を6年にするか、多重役職の禁止を定め、多くの適任者に役職を分配することを提案する。</li> </ul>	<p>自治組織については、自主的自立的に運営されるものと考えます。</p>	
12条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「互いの人権を十分に尊重しながら」とする。</li> </ul>	<p>本条文の規定上、現在の表現が適切と考えます。なお、人権尊重の重要性をさらに強調するために、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を、「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと</u>、市民一人ひとり<u>の個性と人権を尊重し・・・</u>」と、加筆修正いたしました</p>	
12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会・町内会は自ら治める会であるが、行政の規制があるならば自治会長にも権限を与えるべき。(他1件)</li> </ul>	<p>自治会は、住民がお互いに話し合い、協力しあって自らのコミュニティをつくっていく場であり、自治会長には、今後とも住民相互の調整役としてリーダーシップを発揮していただきたいと考えます。</p>	
13条	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治推進委員会の設置方法等はどうするのか。委員選考や任命は誰がするのか。(他2件)</li> <li>自治推進委員会に議員や職員が入るのはおかしい。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「委員会は、市民、学識経験者によって構成され</li> </ul>	<p>13条に規定する自治推進委員会は、市長からの諮問に基づき、審議する組織であり、任命者は市長です。</p> <p>構成人員や会の進め方等、詳細については、別途、規則等で定めることとしています。委員会の男女比率に関しては、可能な限り公平な配分となるよう努めていきます。</p> <p>また、本条例では、市民、市議会、行政の協働によるまちづくりを進めることとしており、委員の構成についても、同様に、三者で構成することがふさわしいと考えております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	<p>ます。」とする。(他2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「委員会は、市民によって推薦され(自治に識見を有する者を含む)市議会議員と市の職員も構成員となります。」とする。</li> <li>自治推進委員会は、自治を推進していく上で重要な位置づけであるため、「条例で定める」と規定すべき。</li> <li>「委員会は、女性を何%登用し構成されます。」を追加。</li> </ul>		
13条 2項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市長に意見を述べる事ができる」を「...することとする」に変更すべき。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「委員会は、市長の諮問に応じ市長に」に変更。</li> <li>意見を述べる事ができるを意見を「答申する事ができる」に変更。</li> </ul>	<p>委員会の役割としては、市長の諮問に応じ、意見答申を行うことではありますが、参画と協働のまちづくりに関する重要な事項については、市長の諮問以外についても必要に応じて、意見を述べる事ができるとしたものです。</p>	
13条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「自治に識見を有するもの」を「被差別の状況にある当事者、人権意識の高い人」と改めるべき</li> </ul>	<p>本委員会の審議事項や性格上、自治に識見を有するものという表現が適当と考えます。</p> <p>なお、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を、「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと</u>、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」と、加筆修正いたしました。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
13 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の具体化をチェックするのは議会の役割であり、委員会はその機能を薄めるものではないか</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治推進委員会にチェック機能が働くのか。</li> <li>・ 「…自治の基本理念の実現に向け、基本条例の実施状況を」審議し、」に変更。</li> <li>・ 自治推進委員会に持ち込まれる案件が多過ぎた場合、二重行政が予想される。行政が肥大化しないようお願いしたい。</li> </ul>	<p>他の審議会と同様に、本委員会においても、市長の諮問を受け審議、答申し、これに基づき、行政が政策立案或いは予算を編成し議会に提案します。そして、議会において審議し最終的に決定するという過程となりますので、機能分担は図られるものと考えます。</p> <p>また、自治推進委員会においては、適宜、条例の進捗状況等について報告し、それを通じ必要な助言指導が行われることで、委員会としてのチェック機能も確保されと考えます。</p> <p>なお、本市においては現在、様々な審議会が設置されておりますが、それぞれ設置目的や役割は異なることから、審議会の位置づけに基本的には上下関係はありません。</p>	
14 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別案件ごとではなく、常設型の住民投票条例の規定が必要ではないか。(他 2 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設型住民投票条例と直接請求制度を合わせた上での市民立法の仕組みも将来必要とされるのではないか。</li> <li>・ 「直接市民の意見を把握するため」に変更。</li> </ul>	<p>住民投票制度は、市の将来を左右するような極めて重要な事項に関し、住民の意思を直接問う必要がある場合に実施するものと考え、間接民主制度のもと、個別の事案ごとに議会での議決を経て柔軟に対応ができる個別条例型が妥当と考えます。</p>	
14 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「その事項ごとに定められる条例」とは、どの条例か。</li> <li>・ 住民投票を規定した条例とは。</li> </ul>	<p>市の将来を左右するような極めて重要な事項に関し、住民の意思を直接問う必要がある場合に制定される住民投票の手続きなどを定めた個別の条例のことです。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
14条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「できる」とあるが、住民投票条例が制定されれば、市長は実施する「義務がある」のではないか。</li> </ul>	<p>住民投票条例が制定されれば、市長は実施する義務があります。</p>	
14条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その」について具体的に明記すべき。</li> </ul>	<p>「その事項」は、「市政に係る重要事項」のことですが、重複を避けこのような表現にしています。</p>	
15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法で規定されているものをあえて述べる必要があるのか。(他1件)</li> </ul>	<p>ご意見のとおり、条例の制定の請求は地方自治法に規定されておりますが、住民投票制度は、市の将来を左右するような極めて重要な事項に関し、住民の意思を直接問う必要がある場合に実施する住民参画の手法であり、本条例で明確にしておくことが必要であると考えます。</p>	
15条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙権を有するものとなっているが、第2条の市民の定義や第8条の青少年子どもの参画の規定との整合性はどうか。</li> <li>案件によっては、請求権の年齢を引き下げてもいいのでは。(他2件)</li> </ul>	<p>住民の請求権は地方自治法の規定に則っておりますが、案件ごとに条例を定めることで、案件によっては、条例の中で、投票者の年齢幅を広げることも可能であると考えております。</p>	
15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「法令の定めるところ・・・」は、地方自治法と明確にすべき</li> </ul>	<p>請求などの根拠法は地方自治法ですが、手続きや要件等は、同法施行令や公職選挙法などが関係することから「法令」という表現にしております。</p>	
15条 3項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市長は、市政に関わる重要事項について、自ら住民投票を発議することができます。」に変更。(他1件)</li> </ul>	<p>ご意見の趣旨と同義と考えます。</p>	
15条 1項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「選挙権を有する者は」とあるが、市民の定義との関係はどうなるのか。</li> </ul>	<p>住民投票の請求に関しては、地方自治法の規定に準じて、第2条の市民の定義に掲げるもののうち(ア)市内において住所を有する者に限っております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
14 条 15 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民投票の問題の質問の受付など情報開示が十分に行われるのか。納得できる住民投票が行われるようにするための条文の追加が必要。</li> </ul>	<p>十分な情報の提供に努めます。</p>	
15 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「政策条例 住民の 50 分の 1 の連署をもって、個別条例の制定のための提案を議会に請求できます。」を追加。</li> </ul>	<p>条例の制定請求権は、地方自治法上、市長の権限として規定されています。</p>	
16 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「努めます」を「努めなければなりません」という言い回しに変更すべき。(他 1 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民の意見を適切に反映させます。」に変更。</li> </ul>	<p>本条例は、67万市民の共通する自治の基本ルールであり、自己決定・自己責任を基本とすることから、全条文において、それぞれの主体が、「～します」というような形式に統一していません。</p>	
16 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市民参画の手続きに従い」に変更。</li> </ul>	<p>市民参画を行う上では、手続きという文言からは、「踏まえ」という表現がふさわしいと考えます。</p>	
16 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合計画や基本計画等に含まれるものについて、定義が必要。</li> </ul>	<p>総合計画で定めるべき事項については、「熊本市総合計画策定に関する訓令」で別途定めております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
16 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画についても、議会の議決を経ることにより、住民の関与が確保されるのでは。</li> </ul>	<p>総合計画は、まちづくりの方向を示す「基本構想」、それを具現化する「基本計画」、「実施計画」で構成されます。この中で、基本構想は地方自治法第 2 条第 4 項に基づき議会の議決を経ることになっており、現行の基本構想は平成 12 年 3 月に議決されたものです。</p> <p>また、基本計画、実施計画についても、市民参画の手続きを踏まえ策定することにしており、最終的に計画を進めていく個々の事業についても、予算として議会の議決を経ることになります。</p>	
16 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画は熊本市の全体計画と考えられるため、主語を「熊本市は」と修正すべき。</li> <li>進行管理の意味について明確にするため、「企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において」を挿入。</li> </ul>	趣旨は同義であると考えます。	
16 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会議素案の趣旨が生かされていない。</li> </ul>	市民会議案を元に文言を整理したものであり、趣旨は生かされているものと考えます。	
17 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「財政の健全化に努め」を「財政の健全性を確保し」に変更（他 1 件）</li> </ul>	財政健全化の途上であり、その意味で「確保に努め」という表現にしております。	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
17 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政状況だけでなく、財産の保有状況も公開すべきである。そこで、「市の執行機関等は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければなりません。」に変更。(他 2 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政に関しては、支出の領収書を含め全て公開すべき</li> </ul>	<p>財産の保有状況もバランスシートなどを作成し公開しております。</p> <p>また、領収書等は、情報公開条例に基づき公開の対象となっております。</p>	
17 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査制度の強化、監査委員は公募出来ないか。</li> </ul>	<p>監査制度の強化等の課題については、外部監査制度で対応していきたいと考えます。</p>	
17 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政健全化のため「行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立する」旨の規定を挿入。</li> </ul>	<p>第 17 条で、総合計画を推進するため、「効率的で効果的な財政運営を」行うとし、第 18 条で、総合計画の推進にあたっては、「行政評価を実施」すると記載しており、同義であると考えます。</p>	
17 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会議素案の解説にあった、熊本市の現状と今後の取組みに関する意見が記載されておらず残念。</li> </ul>	<p>条文については、簡潔に規定したところですが、解説等で記載していきたいと考えております。</p>	
18 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総合計画の推進にあたり行政評価を実施し」は、評価の実施時期を中期、完了期として明示すべき(他 1 件)</li> </ul>	<p>行政評価については、「熊本市行政評価制度実施要綱」を定め、「政策」、「施策」、「事業」ごとに評価の時期を定めております。</p>	
18 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民参画の手続きを踏まえ」を、「市民参画の手続きに従い」に変更</li> </ul>	<p>市民参画を行う上では、手続きという文言からは、踏まえという表現がふさわしいと考えます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
18 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価に関する事項は条例で定めるべき（他 1 件）</li> </ul>	<p>現在、要綱に基づき実施しておりますが、効果的な制度設計など未だ試行的な部分もあり、定着を図っている状況ですので、条例化については、制度が確立し定着した段階で、改めて検討してまいりたいと考えております。</p>	
18 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>結果を広く公表すると明記されているが、「広く」がどの程度なのかはつきりしないので、解説に書いてもいいのでは。</li> </ul>	<p>ホームページ等の広報手段を用いて、市民の皆様へ公表します。わかりにくい表現については、できるだけ解説を加え記載します。</p>	
19 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>原案に加え、全体の奉仕者としての自覚を持つことが必要。</li> <li>人間性や人権感覚のするどいを加えるべき</li> </ul>	<p>全体の奉仕者については、第 6 条 3 項に市の職員の役割として盛り込んでいます。</p> <p>また、人権問題についても原案での「課題に的確に答える」という中で、ご意見の趣旨は含まれていると考えております。</p> <p>また、前文において、「市民一人ひとりの人権と個性を尊重し・・・」を、「<u>日本国憲法で保障されている個人の尊重・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重し・・・</u>」と、加筆修正しております。</p>	
19 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市の執行機関等は、総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備します。」とする。</li> </ul>	<p>総合計画、条例、法令、予算に基づく政策、施策及び事業を的確に執行するための組織体制を整備することはもちろんのこと、社会経済情勢の変化、及び多様化する市政の課題に的確に対応することとしています。</p>	
19 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市の執行機関は、変化し多様化する市政の課題に対応するため」とする。</li> </ul>	<p>趣旨は同義であると考えます。</p>	
19 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職員の育成」を「職員の保有」に変更。</li> </ul>	<p>そのような職員を活用していくとともに、職員の育成に努めていくことを規定しています。</p>	
19 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>「職員の育成を図ります。」を「職員を育成し、能力に応じて適正な配置を図</li> </ul>	<p>第 1 項の「効率的で機能的な組織体制」に趣旨は含まれるものと考えます。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	ります。」に変更。		
20条 2項	・「公募等により <u>市民の</u> 幅広い層から」下線部を追加	ご意見を踏まえ、「 <u>市民の</u> 」を追加します。	
20条	<p>・最後の部分を「その全部又は委員の一部を公募等により選任するよう努めなければなりません」に変更（他2件）</p> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会の委員には、専門家も必要ではあるが、一方で経験しないとわからないことも多く、現場の生の声を反映できるような仕組みも必要。</li> <li>・障害者や高齢者は公募に応じられない。もっと弱者の困っている意見を取り入れて改善することが必要。</li> <li>・「委員には、女性の登用を積極的に進めます。」を最後に加える。（他2件）</li> </ul>	<p>審議会の委員には、専門的な識見を有する人は不可欠ではありますが、それとともに公募等により市民の幅広い層から人材を選任するよう併せて規定しています。</p> <p>また、審議会の設置等に関する指針において、女性の登用を進めるよう規定しています。</p>	
20条 2項	・「選任します」とする。	審議会等の役割や性質により判断されるべきこともあるため、そのままの表現とします。	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
21 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「部局の連携」を「部局間の連携」に変更</li> </ul>	<p>部局間のみならず、部局内での迅速な連携協力が必要なことから、「部局」としています。</p> <p>総合的な行政サービスについては、市民の皆様のニーズも高く、更に努力してまいります。</p>	
21 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「部局の横断的な連携を図り、総合的な視点からニーズに合ったサービスを提供します。とする。</li> </ul>	<p>趣旨と同義であると考えます。</p>	
22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「情報の共有」のために開示だけでなく、提供も加えてほしい</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 2 節の表題を「情報の透明性及び信頼の確保」、第 2 2 条の見出しを「情報の公開及び共有」に変更。</li> <li>「条例」とは何か？「条例の定める」を「条例に定める」に修正（他 4 件）</li> </ul>	<p>提案の趣旨を踏まえ、現行の「情報を積極的に市民に公開し、・・・」を、「情報を積極的に開示及び提供し、・・・」に加筆修正いたします。</p> <p>この条文の「別に条例の定める」は、「熊本市情報公開条例」を指しています。</p> <p>法律においても「別に法令の定める・・・」という表現を用いており、その表現に習いました。</p>	
22・23 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害などの場合、地域自ら守る意味で、住民の家族構成など自治会長や民生委員には名簿等があったほうがよい。</li> </ul>	<p>情報の共有と個人情報の保護は、ともに大変重要な事項であると考えております。</p> <p>ご指摘の通り、万一大規模災害等が発生した場合には、人命救助等、地域住民の皆様の初期活動が最も大きな役割を果たします。そこで、自主防災クラブの育成などを通じ、日ごろから地域コミュニティや防災意識の向上を図っていただきたいと考えております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民にもっと情報公開をしてもらいたい。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりに関する意見は全て公開することを明示すべき。</li> </ul>	<p>市政情報プラザや市ホームページなどを利用し、積極的に提供に努めてまいります。</p>	
22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「努めます」を「します」又は「図ります」に変更。（他 1 件）</li> </ul>	<p>「熊本市情報公開条例」においては、個人情報等の不開示情報も定めており、「努めます」という表現にしました。</p>	
22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市議会」と「市の執行機関等」の順序を入れ替える。</li> </ul>	<p>市の執行機関等の保有する情報が多いことから現行どおりとします。</p>	
22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等に関する情報も含めるべき。</li> </ul>	<p>審議会等は、市長の諮問に応じ審議調査する機関であり、情報公開の対象になります。</p>	
22 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政運営とあるが、「市政」と「市政運営」との整合性を図るべき。</li> </ul>	<p>議会活動との区別を明確にするため、市の執行機関等の活動について「行政運営」としていきます。</p>	
23 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報があまりに簡単に引き出されている。セキュリティをしっかりと（他 3 件）</li> <li>本人の個人情報の保護、閲覧、訂正を求める権利を明記してほしい。</li> <li>適正な個人情報の管理や悪用する者への抑止のために罰則規定は必要。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に対する市の考えは？</li> <li>意見を提出したことにより不利益を受けることが</li> </ul>	<p>本条文に基づき、「熊本市個人情報保護条例」の基準にのっとり、個人情報の保護に万全を期してまいります。</p> <p>また、個人情報保護条例の中に、本人の個人情報の保護、閲覧等の規定や罰則規定が定められております。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
	ないよう説明がなされるべき。		
23 条	・ 審議会等も含めるべき。	審議会等は、市長の諮問に応じ審議調査する機関であり、当然、個人情報の保護を行います。	
24 条	・ 「それぞれの段階において、必要性・妥当性・代替措置・マイナス要因および費用対効果などを市民にわかりやすく」とする。(他 1 件)	必要性・妥当性の中に含まれていると考えております。	
25 条 1 項	・ 意見提案に対する対応について、処理期限を明示してほしい。(他 1 件) ・ 末尾、「努めます」を「します」に変更。(他 6 件)	意見・提案の内容次第で、対処に要する期間は異なることから期限を定めることは困難と考えます。ただし、処理経過や状況を適宜ご報告するなど、今後とも、できうる限り丁寧な対応を心がけてまいります。 寄せられる意見、提案は多岐にわたっており、その対応は個別に検討が必要でありますことから、現行の表現が適当と考えます。	
25 条 2 項	・ 基本的に全て公開すべきであり、個人情報保護は別条で明記されているので、ここでは、「必要に応じ」を省く。(他 2 件)	意見・提案は、個人情報等を除き、積極的に公開することから、ご意見の趣旨を踏まえ、現行、「記録を行い、 <u>必要に応じ公開します。</u> 」を、「記録を行い、 <u>公開します。</u> 」に修正いたします。	
25 条 1 項	・ 「誠実に対応とは、押し付けでなく不備とわかった時点で修正出来る柔軟性が出来ます。」と明確に表現する。	趣旨は同義であると考えます。	
25 条	・ 市民の市政に対する意見及び提案については、「地域のまちづくり」から滲み出たものを受け付けるべき。	地域組織から出た意見・提案については、当然大切にしていきたいと考えております。	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
26 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「 2 前項の手続きについて必要な事項は、別に条例で定めます。」を追加（他 1 件）</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続は法律に基づき行われるが、「条例の定めるところ」とはどの範囲の行政手続か。</li> <li>・ 「別に条例の定めるところにより」を削除し、28 条を適用。</li> </ul>	<p>本市では、「熊本市行政手続条例」を制定しており、本条文において、「別に条例の定めるところにより」とし、その根拠条例を明記しているところです。</p>	
27 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市は、住民の福祉の向上のため、国及び県との間に起きてくる課題の解決を図るため、対等な関係のもとで、…」とする。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「市は、様々な共通する広域的な…」とする。</li> </ul>	<p>趣旨は同義であると考えます。</p>	
27 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なぜ自治の条例に出てくるのかが分かりづらい。</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内だけでなく国外の都市との連携が明記された点を評価する。</li> </ul>	<p>生活圏の広がりや情報化、国際化の進展により、市だけで解決できない課題が山積する中、地方分権改革に基づき国・県と対等・協力関係のもとでの相互の連携や、広域的な課題解決に向けた、近隣の地方公共団体との協力、さらには環境問題等の人類共通の課題に対する国内外との連携が必要です。</p> <p>その連携を進めるにおいても、自治という観点から対等な立場で互いを尊重し進めていくこととしています。</p>	
27 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「協働」といわず「協力」としているのは、実質がどのように違うからか。</li> </ul>	<p>国・県・市町村の関係は、一般的に、対等協力の関係という表現が使用されています。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
28 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の条例、規則、事務 手続等への整合性や拘束 性はどうか。 最高規範性が担保される のか。 (他 1 件)</li> <li>【関連意見】</li> <li>・ 最高規範性を機能させる ため、内部告発制度を設 けるべき</li> <li>・ 冒頭に「この条例は、市 政運営の基本原則及び基 本原則を定めたものであ り、市は」、整合性の次に 「及び体系化」を挿入。</li> <li>・ 他の条例との整合性を指 すものであり「最高規範」 という表現は如何なもの か。</li> <li>・ 個別条例化すべきもの は、個別条例化すべき。</li> <li>・ この条例の「最高規範性」 が明らかにされ住民自治 推進の将来に希望が持て る。議会での承認がスム ーズに得られる事を強く 願う。</li> </ul>	<p>この条例を最大限尊重し整合性を図ることと 定めており、現在、全庁的に各課の条例や事務 事業についても併行して検討しているところで す。</p> <p>なお、内部告発制度と最高規範性の担保は、 直接的に関係が無いものと考えます。</p>	
28 条 1 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「各種計画の策定、見直し 及び運用においても同様 とします。」は削除。</li> </ul>	<p>条例・規則のみならず、事務事業に直結する 各種計画との整合性を図ることは大変重要であ ると考えています。</p>	
28 条 2 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員を挿入。</li> </ul>	<p>職員は、市の執行機関等の補助機関であり、 職員も必然的にこの条例を尊重し、本市の自治 の推進に努めることとなります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
29 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見直しの期限を明記し、その見直し結果を公表することで最高規範性を保っていくべき。 (他 12 件)</li> </ul> <p>【関連意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し規定に、市長、市議会だけで、「市民」が入っていない。(他 2 件)</li> <li>・公募市民も参加した見直しのための委員会を設置する。</li> </ul>	<p>今後の社会情勢や経済情勢の変化は、さらにテンポを早めることも予想されます。一方では、本条例は最高規範性を持つ理念条例であり、普遍性もあることから、特に年限を設けず、柔軟に対応することとしております。</p> <p>ただ、条例制定後検証する時期を特定することも意義があると考え、附則として「この条例制定後 4 年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとします。」と規定しました。また、「まちづくり戦略計画」終了後検証を行うため、目処として 4 年後に検討を行うこととしました。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、現行「市長及び市議会は、社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、速やかな・・・」を、「社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、速やかな」と加筆修正いたしました。</p>	
29 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正に際して、議会の特別多数を必要とする規定を盛り込む。</li> </ul>	<p>地方自治法では、過半数の賛成で議決されることが原則であり、特別多数の議決は限定されています。</p>	
29 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の文面との整合性から「講じます」でよい。</li> </ul>	<p>趣旨は同義であると考えます。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法律で決まっていなくても市の条例で決まっていないう」というなど、法律より条例を重んじる職員が多い。</li> </ul>	<p>条例は法律の範囲内で定めるものであり、法律で定められていることは守らなければなりません。</p> <p>本条例第 19 条に規定しておりますが、今後とも、職員の資質や能力向上に努めて参ります。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本条例は、よくまとまっているが、実効性があるのか判断する材料として、文書配布事務の見直しについて反対意見が出たが、本条例の精神からこの意見を取り上げるのか、無視するのか。</li> </ul>	<p>文書配布事務の見直しについては、昨年4月に策定した「熊本市行政改革推進計画」の中の項目として掲げております。</p> <p>本条例の理念に基づき、今後、町内自治会長をはじめ、市民の皆様にも市の考えを説明申し上げご理解いただくよう、説明責任を徹底するとともに、具体的な内容や手法について、幅広く意見を拝聴しながら、皆様とともに考え取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会議メンバーとして条例作りに携わり、協働の難しさを感じた一方、今後この条例を育てていくため市民が何をすべきか、建設的な意見を出し合いながら、投げ出さず取り組むことが必要と感じた。</li> </ul>	<p>本市としましても、この条例については、制定過程が大変大切であると考え、市民との協働による取り組みにより、作業を進めてまいりました。行政も市民の皆様も「協働」ということに慣れておらず、当初戸惑い等も感じられましたが、協働作業を通じて互いの距離感も埋まってきたところです。</p> <p>今後とも、このような取り組みを一つ一つ積み重ねていくことで、協働のまちづくりが進んでいくものと考えております。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例に基づき、今後、市民協働支援条例等が整備され、その後、ボトムアップで見直しされるならば、更にすばらしいものになる。</li> </ul>	<p>基本条例制定後の取り組みについては、現在各局で併せて検討を進めているところです。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントで寄せられた意見については、市民会議と協働で対応を協議すべき。</li> <li>市民会議素案と似て混同するため、今回の案は原案とすべき。(他1件)</li> <li>パブリックコメント資料として、市民会議素案に対する意見と条例(素案)への反映を添付すべき。</li> <li>この条例は、誰が制定するのか。</li> </ul>	<p>パブリックコメントは市で定める要綱に則って実施しております。</p> <p>また、その対応については行政が責任を持って行うべきと考えます。</p> <p>また、条例案を市長が提案し、議会で議決され制定されます。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のパブリックコメントの状況についてどう判断するか。</li> </ul>	<p>164人の方々から701件ものご意見をいただきました。本条例に対する関心の高さとともに、市政に対する期待の大きさを実感いたしました。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民会議提言書の「意見・提言」の趣旨が十分に反映されていない部分が多く見受けられ、市民会議案との整合性がとれていない。</li> </ul>	<p>市民会議提言書のうち後半に記載されていた「意見・提言」は、市民会議案の条文に盛り込めるにいたらなかったその他の意見であり、今回の素案作成に当たっては、そのような意見があることを踏まえ、市民会議案の条文の主旨を尊重し、整理し直したものです。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例素案は、パブリックコメントで修正されるのか。聞くだけではないか。(他1件)</li> </ul>	<p>パブリックコメントや出前講座等の意見を踏まえ、改めて検討し必要な修正を行っております。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文の解説は、趣旨、内容、背景などを説明し、疑義が出ないよう具体的に・補足的に説明すべき。</li> </ul>	<p>条例そのものをわかりやすく作成するように努めたところであり、また、趣旨や経緯等については、パンフレットを、条文の補足説明としては、条文の解説を添付資料としています。</p> <p>また、熊本市ホームページにおいても閲覧いただけるようにしてまいります。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会で特別委員会を設置し、専門家や市民の参加も促して十分に議論してはどうか。</li> </ul>	<p>特別委員会の設置については、議会決定事項です。</p>	

条文	意見・提案の概要	意見に対する本市の考え方と対応	対応
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員は市民の代表であるから、この不況下では議員報酬を引き下げるべき。</li> </ul>	<p>三役及び議員の報酬等の額につきましては、特別職報酬等審議会の答申を経て決定されるものとなっています。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区自治協議会と本条例との関係はどのようになっているのか。 (他1件)</li> </ul>	<p>第11条(市民活動団体との協働)、第12条(協働による地域のまちづくり)の原則・理念を基に、地域のまちづくりは、住民相互の協働により自主的自立的に進めていくことを基本としております。</p> <p>そこで、今後は、各町内自治会をはじめ地域の各種団体が連携しまちづくりに取り組んでいくことが必要であり、本市では、その体制整備の一つとして「校区自治協議会」を位置づけ、その設立を推進しているところです。</p>	
他	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働の関係性を構築する時には、情報の公開・透明性・説明責任が欠かされない。市民の意見を100%取り入れてほしいと言わないが、どんな議論があったかを記録し、広く市民に公開することも大事。</li> </ul>	<p>協働を進めるにあたっては、相互に情報を共有し信頼関係を築くことが不可欠です。</p> <p>このため、第2節に情報共有及び信頼の確保を掲げており、今後、この条例趣旨に則った運用を進めてまいります。</p>	

\* 条例（素案）とは直接的に関係はありませんが、今回のパブリックコメントを通じ、市政に対する様々なご意見が寄せられましたので、以下のとおり取りまとめました。

意見の概要	本市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本都市圏の交通問題については、市民の利便性を第一に考え進めてほしい。</li> <li>・環境面からマイカーを規制し、公共交通機関の利用拡大を</li> </ul>	<p>国・県・市・各バス事業者で構成される「熊本都市圏バス路線に関する検討会議」において、効率的で便利な路線網の構築を目指して協議中です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差をなくすなど、住みよいまちにしてほしい。</li> <li>・駅前開発では、障害者高齢者の配慮を</li> </ul>	<p>様々な事業に関して、障害者や高齢者の方々への配慮は必要であり、段差のある市の施設については、順次改修を行いバリアフリーに取り組んでいる他、熊本駅周辺の整備につきましても、障害者や高齢者の方々をはじめ様々な方へ配慮し、整備を進めているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育料については、年収に応じた決め細やかな設定をしてほしい。</li> <li>・育児休暇を取ると保育園が退園になるが、改善できないか</li> </ul>	<p>保育料については、年収等にかかる税額で決定されています。現在、階層の基準は国で定めるところに基づいておりますが、今後改定の際には、ご意見も参考にしたいと考えております。</p> <p>育児休暇中の取り扱いについては、国の基準で行っています。特例として、年長児や心身の発達上保育が必要と認められた場合や、また、母親の健康状態に応じて対応しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な地下水保全の必要性や京都議定書に示す環境問題についても市の姿勢を示すべき。</li> </ul>	<p>地下水保全については、地下水量保全プランに基づき、各種施策を推進してまいります。また、地球温暖化防止対策について、自然エネルギーの利用拡大や、省エネルギーの実践など、全市的な取り組みを展開しているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の資質向上に努めていただきたい。（他1件）</li> </ul>	<p>これまで、教職員の資質向上に向け、校内研修や派遣研修など、様々な研修活動等に取り組んでいるところであり、今後とも更に充実してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営団地等の家賃の滞納金額が莫大であるが、市の対応は。</li> </ul>	<p>公平で公正な市政運営を基本に、市営住宅の滞納についても、市営住宅の目的や入居者の生活状況を踏まえながら、裁判や強制執行等の法的措置を行うことで今後の滞納の減少に努めてまいります。</p>

意見の概要	本市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化社会に対応し、高齢者のパワーの活用を</li> </ul>	<p>現在、老人クラブのボランティア活動や、シルバー人材センターの活用など、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に取り組んでいる他、学校などにおいても伝承遊び等、高齢者の皆様の豊富な知識や経験を活かした活動を展開しているところです。</p> <p>今後とも、将来の高齢社会に向け、このような取り組みをさらに進めてまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の増員は必要ないのか。</li> </ul>	<p>市民ニーズの多様化、社会経済情勢の変化など、市役所の仕事も複雑多様化しておりますが、限られた人員の中で、職員資質の向上と効率的な組織体制の整備により、スリム化を進めてまいります。</p> <p>具体的には、平成15年5月から平成20年5月までの5年間で212人の職員を削減する中期定員管理計画を実施中です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間として健康であることが重要。親も子供の健康づくりの責任を果たすべき。身近な地域の公民館等で健康に関する指導があればと思う。</li> </ul>	<p>本市のまちづくり戦略計画においても個別分野の重点プランとして、生涯にわたって、市民一人ひとりが、その人らしい生きがいをもって生活できるまちづくりを地域と一体となって進めていくこととしています。</p> <p>今後は、個人や地域での健康づくり活動を支援していくとともに、小学校単位での地域保健活動の充実などを図っていきたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のまつりやボランティアなど、年齢に関わらず参加できる雰囲気づくりを（他1件）</li> </ul>	<p>地域のまちづくりをそこに住む住民自らが守り育てるという意識の醸成を図り地域を活性化していくことは大変重要な課題と考えており、そのための取り組みの一環としての地域の自主的な活動に対し、支援してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 趣味やスポーツを通じ、市民同士の交流を促進しては</li> </ul>	<p>現在、公立公民館などの生涯学習施設において様々な講座・教室等を実施しています。今後さらに市民の主体的な学習活動を支援するために、講座内容の充実を図っていきたいと考えています。</p>

意見の概要	本市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口は役所の顔であり、感じのよい対応をお願いしたい。</li> <li>・ 職員を含め市民センター総合支所の機能充実を</li> </ul>	<p>窓口については、市民の皆様が最も利用される場所であり、フロアマネージャーの配置、職員の接遇向上、ローカウンターの設置など、やさしい窓口づくりを進めているところです。</p> <p>また、市民センターや総合支所においても、やさしい窓口作りを進めるほか、市民の皆様が、最も身近な場所で必要なサービスを受けられるよう、機能充実についてもさらに検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバックキャンペーンなど、市民の自覚を促す運動を展開してほしい。</li> <li>・ 罰則制等、学生を始めごみ出しルールの徹底を図ってほしい。(他1件)</li> <li>・ ごみ有料化の早期導入を</li> </ul>	<p>ごみ減量リサイクルの推進には、市民一人ひとりの自覚と行動が不可欠です。マイバックの推進については、これまでも市の広報(市政だよりなど)を通じて啓発しており、本年からは新たに市民団体と協働でノーレジ袋キャンペーンと併せて行います。</p> <p>ごみ出しルールの徹底については、これまでも広報啓発に努めており、特に学生に対しては、大学への協力要請や、学生アパートへ直接出向き啓発を行うなどの取り組みを行っています。</p> <p>今後は、指導員を配置し、町内自治会等と連携しながら、更なる徹底を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、ごみの有料化については、平成16年3月に策定した「ごみ減量・リサイクル推進基本計画」や「行財政改革推進計画」に基づき導入を目指して取り組んでいるところであり、現在、町内自治会単位で有料化導入の手法についての説明を行うとともに、意見を拝聴しているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な場所に安心して遊べる公園を</li> <li>・ 空き地を利用した公園作り</li> </ul>	<p>市民が安心して気軽に利用できるように、公園設置基準等に基づき、利用者の声を反映した身近な公園づくりに取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会と自治会連合会との関係はどうなるのか。</li> </ul>	<p>校区の社会福祉協議会と自治会は、それぞれの目的に沿って活動しておりますが、今後は、組織間の連携を図る必要があると考えております。</p>

意見の概要	本市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会で色々と話を聞き、電磁波の事なども含め、これからのまちづくりを考えてもらい、少しは納得できる気持ちになったが、固定資産税だけでも下げてもらえればと思う。</li> </ul>	<p>今後とも、市民の皆様にご納得いただけるよう、わかりやすい説明と対応を心がけてまいります。</p> <p>なお、固定資産税につきましては、土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金であり、その税額は所有されている土地・家屋・償却資産の価格をもとに算定しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の地区の老人憩の家は、趣旨にそぐわない目的外の使用や使用料の徴収をおこなっている。収支報告等の情報公開を求めているが見せて貰えない。高齢保健福祉課に意見書を提出したので、迅速な対応を期待している。</li> <li>・また、建設前に熊本市老人憩の家条例の趣旨・目的を職員が説明し、それを会長が了承し、理解した上で建てられたのか疑問。高価な公的施設を建設する際は、住民のその趣旨・目的を事前に詳細に説明して、本当に住民の多数がその施設を心から要望し、利用するか、精査し確信を持ってから建設してほしい。</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、検討いたします。</p> <p>なお、建設の際は、計画段階からの市民参画を行っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特区(モデル地区・町内等々)考えてみてはどうか。</li> </ul>	<p>まちづくり戦略計画に記載しておりますように、地域の特色を生かしたまちづくりに取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の三位一体改革のねらいは、財政の均衡ある執行を図るための行財政改革。熊本市においても財政健全化が今後の課題。(他1件)</li> </ul>	<p>財政健全化は、これからのまちづくりを進める上で、大変重要だと認識しており、行財政改革推進計画をすすめているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部局間の連携が取れていない。</li> </ul>	<p>部局間の連携を取りながら、市政を進めてまいります。</p>

意見の概要	本市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみステーションの管理等、市民と行政が協力して何か活動することが必要。</li> <li>安全なまちをつくってほしい。</li> </ul>	<p>ご指摘の事例に係らず、各施策において市民と行政の協働による取り組みが今後重要と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街の活性化等他都市の事例研究も必要。</li> </ul>	<p>市民の皆様からのご意見を反映した「地域経済活性化プログラム」を策定し、実現に取り組んでおりますが、今後も様々な皆様からのご意見に耳を傾けて地域経済の活性化に取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>アーケード街に廃品で作られたいすの設置、デポジット制の導入など、市民の意見を取り入れた対応を。</li> </ul>	<p>法律上の問題はありますが、来街者が安心して買物できる環境整備や憩いの場を商店街等が整備される際に支援したいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童育成クラブの充実を。</li> </ul>	<p>新制度の運営状況等について検証を行いながら、さらに児童育成クラブの充実に取り組んでまいりたいと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>さくらカードの負担は、他の町村とのバランス、市の財政負担などあり、市民の当然の負担として一人一人が考えるべき。</li> </ul>	<p>さくらカードに関することを含め、市民自らが自治の主体として自覚を持ち、積極的なまちづくりへの参画及び市議会、執行機関等との協働体制を進めることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>口利きなどを批判することもいいが、同時に市民自身も深く関与していることを自省すべき。</li> </ul>	<p>これからの時代においては、市民、市議会、市の執行機関がそれぞれの役割を担い、自ら進んで行動していくことが必要であり、本市としましても、参画と協働による自主自立の新しいくまもとづくりに向けた取り組みを、さらに進めてまいりたいと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子供を大切に。女性を大切に。</li> </ul>	<p>急速な少子高齢化社会の進展に伴い、今後のまちづくりにおいては男女が共同して取組むこと、また、まちづくりは人づくりという観点から、次世代を担う青少年・子どもが早い段階からまちづくりに参画することが重要であるという考えから、これらについて条文に盛り込んでいます。</p>

意見の概要	本市の考え方等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金だけもらって活動しない団体も多いのでは。補助金助成団体について厳しくチェックし、指導助言することにより各種団体の積極的活動を促すことができる。</li> </ul>	<p>補助金助成団体につきましては、その目的に照らし適切な運用がなされるよう指導してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミセンはその趣旨・目的に沿い、校区民に愛され、利用、活用されている。憩の家よりコミセンをもっと拡充して欲しい。</li> </ul>	<p>現在、本市では校区単位のコミュニティづくりを進めており、今後とも地域に密着し、地域の皆様の交流の場となるコミュニティセンターの設置を、必要に応じ進めてまいります。</p>

#### 4 各種説明会、出前講座等での意見の概要

- \* 「(仮称)熊本市自治基本条例(素案)」に対するパブリックコメント実施期間中において、併せて各種団体への説明会、出前講座、オープンハウス(街頭での説明イベント)などを実施しました。
- \* 条例素案の修正にあたっては、パブリックコメントで寄せられた意見はもとより、このような会合でいただいた意見や提言も含めて、総合的に検討しておりますので、ここに意見の概要等を取りまとめました。
- \* なお、パブリックコメントで同様の意見があったものについては、ここでは記載しておりません。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
全般	<p>どのように作られたのか。市民会議のメンバー構成はどうなっていたのか。</p>	<p>平成15年8月に市政だよりを通じ、公募を行い、100名を超える市民の皆さんにご参加いただきました。幅広い年齢層、様々な職業の方で構成されております。市民会議で作られた案をもとにして行政内部で検討し、さらに専門家による検証を経て条例素案といたしました。</p> <p>更にパブリックコメントについても、通常より3週間ほど長く期間を設けるとともに、市政だより1月号での全文掲載、出前講座や町内自治会長をはじめとする地域説明会、中心部でのオープンハウスの開催、新聞等を活用した広報など、様々な手法で広く市民の皆様にご理解頂くとともに、素案に対する幅広い意見を求めてきたところです。</p> <p>今後は、本年3月に開催される定例市議会へ提案したいと考えています。</p>

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
全般	<p>これまでの行政のしてきたこと（職員の不祥事、財政悪化など）を総括（反省）してから出発することが前提と思う。</p>	<p>事務事業の総点検を行い、行財政改革推進計画やまちづくり戦略計画を策定した他、職員の資質向上を図るための人材育成プランの改定を進めるなど、市民から信頼され、地方分権時代などの時代変化に対応できる体制整備に取り組んでいるところです。</p>
全般	<p>権力があるもの（議会・行政）を縛るのが条例ではないか。</p>	<p>この条例は、熊本市における共通のルールであり、そのような性質のものではありません。</p>
全般	<p>地域のまちづくりや自治会をないがしろにしている条例ではないか。</p>	<p>第12条「協働による地域のまちづくり」の中で、市民は市民相互の協働により自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めることとしており、これからは、各自治会や校区の各種団体が連携して、まちづくりに取り組めるような仕組みづくりが大事になってくるものと考えます。</p>
全般	<p>社会的弱者である、高齢者・障害者の視点でまちづくりを行えば全てのひとにやさしいすばらしいまちづくりができる。</p>	<p>自治の基本理念として、全ての市民の参画によるまちづくりを進めていくこととしています。こうしたまちづくりの中で当然配慮されるべきものと考えます。</p>
全般	<p>住民自治といいながら市政運営に関する条文が中心になっている。</p>	<p>地方自治は、住民自治と団体自治から構成されており、住民自治に関する必要不可欠な条文も盛り込んでいます。</p>
全般	<p>当たり前のことを書いてあるが、市民に役割を押しつけようとしているのではないか。</p>	<p>協働のまちづくりを進めるための役割として規定したもので、それは強要されるものではなく、自主的に行われるものと考えます。</p>

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
全般	<p>条例全般の考え方は良いが、地元自治会で意見等をまとめるのは大変。現実、現場が大変ということが盛り込まれていない。</p>	<p>地域を支えていただいている自治会の日頃のご努力に対し深く感謝申し上げます。地域の課題は、地域住民が相互に協力しながら解決していくことが基本であり、これまで以上に自治会や校区の各種団体のまちづくりが重要であると考えます。そこで地域での合意形成を図る上で必要な事柄を第12条第2項に定めました。またそれには当然、行政には説明責任がありますし（第24条）、地域のまちづくりを支援していくこと（第12条第3項）が求められると考え条文を整理しています。</p>
全般	<p>政令市を目指すためにも借金を減らす努力を。 政令市を目指すからには、新幹線が来ても熊本市が通過点とならないような取り組みを</p>	<p>昨年4月に策定した「行財政改革推進計画」に基づき、全庁上げて財政健全化に取り組んでおり、着実に市債残高は減少しています。 一方で、まちづくり戦略計画に基づき、施策の選択と集中を図り、新幹線の開業効果を最大限引き出すため、熊本駅周辺整備はもとより、中心市街地の魅力向上などに積極的に取り組んでいるところです。</p>
前文	<p>環境権についても明示して欲しい。</p>	<p>自治基本条例であることから、法令に定める権利と自治の基本理念を実現する権利を掲げております。</p>
2条4号	<p>協働の理念とはいったいどういうものなのか。</p>	<p>第2条に協働の定義を記載しております。</p>
2条1号	<p>市外から通勤している者だが、大変良いものと思う。熊本市のまちづくりに参加・協力したい。</p>	<p>今後、本条例をまちづくりのルールとして、市民の皆様に周知を図るとともに、条例理念の浸透に向けて取り組んでまいります。</p>

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
2条 1号	市民の範囲についての他都市の状況はどうか。	市民の定義を設けている他都市においては、概ね本市と同様の規定となっています。
2条 5号	まちづくりの定義に、環境保全や市民の力を出してもらえような内容を入れてみてはどうか。	まちづくりの姿として、前文に盛り込んでおります。
5条	市議会の委員会の陳情は、紹介議員がないと陳情を受け付けないと聞いた。また、市議会への陳情は聞くだけで、返事を返すものではないとのこと。陳情を無にして欲しくない。議会事務局の説明も不足していた。健康福祉局にも、電波塔に関する陳情をしたが、返事がないのが実情。	市議会への陳情は、紹介議員は必要ありません。陳情された案件については、関係委員会に送付されます。 また、ご希望があれば、趣旨説明をすることもできます。 また、市民の方からの提言等には、随時回答を行っているところですが、ご指摘を踏まえ、今後さらに丁寧な説明に心がけてまいります。
5条	法との整合性はとれているのか。議会を入れていいのか。	学識者による法的な検証も行っており、議会が含まれることは、自治の構成者として妥当なものと考えます。
6条	この町内の問題を照らし合わせて考え、以下について対応してほしい。 これまで行ってきた役所への陳情について、役所からの説明がない。 個人の主張が通り、行政は自治会の総意を無視している。 担当者が替わる度に引継ぎがなされていない	自治基本条例の理念のもと、そのようなことがないよう対応していきたいと考えます。 また、自治会は、多くの市民の皆様が加入されている住民自治の基礎的組織であるため、自治会と協働で地域のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
6条	公平・公正な行政の運営をお願いしたい。	公平・公正な市政運営に努めてまいります。
10条	市民の意見を反映するということが、少数意見が通ることになるのか。	意見の多い少ないではなく、内容によってその「提案を総合的に検討」とし、行政として責任を持って判断し、その結果について公表することで透明性を高めてまいります。
10条	市民の意思表示は、施策としてどのように反映されていくかを確認できるシステムが必要ではないか。	今後、市民の声データベースシステムの構築等をはじめ、具体的取り組みを進めてまいります。
12条	地域のまちづくりに敢えて「協働による」としたのは何故か。  自治会を構成する基礎自治団体である町内においては、血の通う行政運営を心がけていただきたい。	都市化・核家族化により人々の連帯意識が薄れつつある中、市民が相互に協働して知恵やアイデアを出し合い、地域のまちづくりを進めていく必要があると考えています。  市民の多くが加入している自治会は地域の核となる組織であり、民主的な運営とその活性化を図っていただきたいと考えています。
12条	自治推進委員会と校区自治協議会との関係はあるのか。	自治推進委員会は、市の附属機関として本市全体の参画・協働のまちづくりに関する事項を審議する機関ですが、校区自治協議会は、各種団体で構成され、団体間の連絡調整を図り、地域のまちづくりを推進していく組織です。
12条	市役所の職員がわかっていない。自治会に入る必要がないとの発言があった。	職員の研修等に努めてまいります。
12条	市民にも地域においては実際に汗を流してもらうことが必要では。	ご指摘のとおり重要と考え、第12条第1項・第2項の主語を「市民」とし、第12条第1項に「市民相互の協働により」と表現しています。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
12条	市民の義務として、町内会費を払うことを明記すべき。	町内自治会の活動については、自主的自立的に行われるものと考えます。
12条	自治会長への事前説明が足りない。	<p>第12条、協働による地域のまちづくりの中で、「市民は、市民相互の協働により自主的自立的な地域のまちづくりを推進するよう努める」こととしており、町内自治会をはじめとする地域団体は、これまで以上に、大変重要な役割を担っていただくことになると考えております。</p> <p>このようなことから、町内自治会長研修交流会などにおいて直接ご説明させて頂き、様々なご意見を頂いたところです。今後もなお一層、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えています。</p>
13条	自治推進委員会は、御用機関になりはしないか。	公募による市民委員の参加を予定しており、市民と議会と行政の三者で取り組んでいきたいと思えます。
14条 2項	「市長は尊重します」とあるが、具体的にどのように尊重するのか。	住民投票の結果には法的拘束力はありませんので、具体的には、その結果を尊重した上での、時の市長の総合的な判断に委ねられると考えます。
14条 15条	住民同士の争いを誘引するような住民投票の規定をあえて述べる必要はない。条文削除を。(15条についても同様)	住民投票制度は、市の将来を左右するような極めて重要な事項に関し、住民の意思を直接問う必要がある場合に実施する、住民参画の手法であり、重要な制度であると考えます。
14条 15条	住民投票は公職選挙法の適用を受けないため、個別条例を制定する際に罰則等の違反防止規定を盛り込んで。	個別の条例制定の際に検討されるものと考えます。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
15条 1項	市民は条例の制定を求めることができるか。	第15条1項に記載のとおり、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。
21条	事実、市役所は、たらいまわし等が多い。きちんと条例の運用をして欲しい。	部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供するとともに、わかりやすい市政運営を行っていきます。
22条	個人情報保護と情報共有の関係はどうなっているのか。	情報共有は必要ですが、個人情報については、一部のものを除き、不開示としております。
22条	この条例ができると、結果として情報公開・情報の共有等が進んでいくのではないか。	ご意見のとおりだと考えます。
22条	透明性を図るということだが、予算の用途は明らかにされるのか。	<p>予算の用途についてですが、毎年9月に開催される第3回定例市議会において、決算報告を行い承認を頂いており、この決算状況等については公開しております。</p> <p>また、財政状況全般について、「財政ってなあに？」という市民の皆様にはわかりやすい資料を作成しているほか、さらに、昨年度からは予算編成の過程からの情報公開にも努めているところです。</p>
24条	わかりやすい説明とは具体的に何か。	出前講座等で、できるだけ直接説明することや、市政広報等様々な手段を活用し、資料もわかりやすいものを作成するよう心がけてまいります。
25条	要望や意見がどう取り扱われるのかが明確ではない。	第2項で、対応の経過や結果等について記録し、公開すると規定しており、これに基づき説明責任を果たしてまいります。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
25条	<p>今回のパブリックコメントでどう意見が反映されたかどうか議会に提案される議案を市民にも公表してほしい。</p>	<p>意見に対する市の考え方や対応などについては、パブリックコメントの結果として公表するほか、修正した案も公表してまいります。</p>
29条	<p>合併し、政令指定都市への移行を目指しているが、この条例の見直しとの関係は？</p> <p>合併と政令市と自治基本条例との関係はあるのか。政令市への見直しはあるのか。</p>	<p>合併や政令指定都市への移行が本条例の見直しと直接的に関係するものではありませんが、規定では、「社会経済情勢の変化等により見直しが必要になった場合は」となっているところです。</p> <p>合併や政令市移行は、大きな社会情勢の変化でありますので、見直しを行う可能性もあると考えております。</p> <p>政令市に移行すると区役所が設置されることから、市民との協働を推進する体制がより強化されます。また、合併では、その対象となる市町村の自治がいかに保障されるかも課題となります。自治基本条例はそのような不安に応える根拠にもなると考えます。</p>
他	<p>この条例素案について市議会には説明したのか。</p>	<p>パブリックコメント実施前に、議会各会派への説明を行いました。</p>
他	<p>12月の建設委員会の中でも市の対応が冷たいとの意見があった。業者とのパイプ役になってほしい（鉄塔問題）。</p>	<p>事業者には、その事業が市民生活に及ぼす影響に十分配慮していただきたいと考えており、地域の課題を解決できるよう、行政としても支援していきます。</p>
他	<p>この条例に伴う予算はどうなるのか。</p>	<p>直接的に条例に伴う予算としては、制定後の広報等の経費が必要になります。それ以外では、実際の事務事業において、この条例の理念や原則の具体化を図る場合に、必要な予算措置を講じていくこととなります。</p>

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
他	自治会活動をしっかり頑張っているが、市役所とのつながりが薄い。	第11条、第12条において、自治会などの市民活動団体との連携・協力を記載しており、今後、さらに自治会との連携を密にし、地域のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。
他	市役所に市民にできないことを相談する窓口がない。	また、市役所1階の市政相談室で市政相談や専門士による特別相談を行っています。
他	住宅の滞納問題にしても自治会長との連携が必要。	個人情報の保護等の問題もありますが、地域コミュニティの活性化が、住宅滞納問題等にも繋がっていくものと考えます。
他	プレイパークなどをよく聞きますが、熊本市としては、どうなのか。	まちづくり戦略計画の中で具体的な取り組みや協働のまちづくりとしてプレイパークの開催を掲げており、地域の開催実行委員会に支援を行うなど、開催の推進に取り組んでいきます。
他	ホームページのパブリックコメントは操作が難しい。もっとユニバーサルになるようにすべき。	市民の皆さまの意見を踏まえながら、使いやすいホームページづくりに取り組んでいきます。
他	まちづくり担当が、地域の事情を把握し、しっかり働いてほしい。	今後更に、地域と密接に関わり、地域のまちづくりの支援や、行政の窓口などの機能を果たすように努めてまいります。
他	マンションが建って日が当たらなくなったが、法律的には適法ということで担当課ではどうにもできないとのことである。	本市に限らず、全国各地で、マンション問題等が顕在化しておりますが、なかなか効果的な対策を講じられない状況です。 現在、本市では、マンション問題等に対応するため、中高層建築物指導要綱等に基づき、業者指導を行っているほか、現行法の中で、地区計画制度や建築協定制制度などの活用を、地域住民の皆さんとともに促進しているところです。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
他	マンションに住んでいるが、横に用水路があり危険・不潔。	今後、地域の様々な課題については、地域と連携を図りながら、地域のまちづくりが推進されるよう支援していきたいと考えております。
他	もっと、市民センターを活用すべきである。例えば、市民センターに1億円配分し、自由に使いわせる等の工夫をしてはどうか。	市民センターは、市民の皆様身近な施設として、その機能の充実を図ってまいりたいと考えております。
他	駅前開発が進んでいるようだが、なぜ駅前に図書館なのかが疑問。中心地に持ってきてはどうか。駅前は、広い公園にしてはどうか。駅前の計画は、すっきりとしたものにしてもらいたい。	<p>駅前の再開発事業へ導入する公共施設は、より多くの人を集客し、滞留させる機能はもとより、文化・交流・情報発信機能が有効であると考えており、他都市においても駅前再開発に図書館導入の事例も多く賑わいを見せております。</p> <p>本市においても、今後、新幹線の開通による駅利用者の増加に伴い、観光・ビジネスなど幅広い分野の情報ニーズが高まってくることから、駅前に図書機能を中心とした電子メディアなどにも対応する総合的な情報拠点が必要であると考えております。</p> <p>いずれにしましても、駅周辺の整備につきましては、公募市民を含めた熊本駅まちづくり協議会を立ち上げ検討しているところであり、今後更に多くの市民の意見を拝聴しながら、熊本市の陸の玄関にふさわしいものとなるよう取り組んでまいります。</p>
他	旧飽田町は合併後予算が減った。	旧飽田町の予算だけが減少したのではなく、財政健全化に向け、全市的に事務事業の統廃合や効率的な体制整備を進めているものです。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
他	<p>京都議定書が2月から発効するが、緑の保全や緑化推進など、それを実行できるような仕組みも地方として取り組むべき。</p>	<p>緑の保全や緑化推進については、本年3月に策定予定の熊本市緑の基本計画に基づき、各種施策を推進してまいります。また、本市においては、地球温暖化防止対策について、自然エネルギーの利用拡大や、省エネルギーの実践など、全市的な取り組みを展開しているところです。</p>
他	<p>熊本市には環境基本条例があるが、電波など見えないものについては、無策である。良い環境になるように環境条例の中で、電波塔の問題についても対応して欲しい。企業も電波をすごい量発しているというリスクと利便性の情報を提供し、チョイスするだけの情報を与えるべき。電波塔に関しては、基準を独自につくっては？</p>	<p>電波（電磁波）問題についてはWHOや国において調査研究が進められており、また総務省の中間報告では「現時点では健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められない。」となっています。</p> <p>今後のWHOや国の調査結果を踏まえ対応を検討してまいりたいと考えています。</p> <p>また、「熊本市携帯電話用通信鉄塔の建設に関する周辺説明取扱」を定めて、事業者による周辺住民への説明を指導しているところです。</p>
他	<p>公園のフェンスに公園管理課から看板を撤去するようにとの張り紙があった。自治会として看板を設置しているものに対し、個人の要望を受けて撤去命令を出すのは筋が違う。</p>	<p>公園内には許可の無い看板を設置することはできません。公園に設置できる看板としては、公園内の案内板や注意板などに限られており、公園に関する内容のものしか掲出できません。</p>
他	<p>子ども会の活性化が必要。</p>	<p>子ども会の活性化は、地域のまちづくりを進める上からも、子どもに参画を推進していく上からも大切であると認識しております。</p>
他	<p>市議会と行政の職員がレベルアップすることが必要。</p>	<p>第5条及び第6条に議員及び職員の責務として規定しております。</p>

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
他	<p>市は総合的なビジョンが必要。例えば、観光都市を標榜しているようであるが、まったく伝わっていない。どこから来る人をターゲットにしているのか。</p>	<p>総合的なまちづくりのビジョンは総合計画で示していますが、本市では戦略性の高いまちづくりを進めるため、特に重点的に取り組むターゲットとして「良好な環境を未来へと引き継ぐまち」、「子どもたちが健やかに成長するまち」、「人々が集う元気なまち」の3つを掲げております。</p> <p>とりわけ「人々が集う元気なまち」の具体的な進め方を示すため、熊本駅、熊本城・中心市街地、水前寺・江津湖の3つの地区について、利便性と魅力向上を図る環境整備を行う「熊本市地域再生計画」を策定しており、国内外から更に多くの観光客が訪れる観光都市を目指しています。</p> <p>また、コンベンション（会議・大会）機能の強化や外国からの観光客誘致拡大にも進めてまいります。</p>
他	<p>市営駐車場はいつも満車で利用できない。</p>	<p>市役所駐車場につきましては、自動精算機及び監視カメラを設置し、スムーズな入出庫等円滑な利用に努めているところでございます。</p> <p>今後も、市民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、交通渋滞の緩和のため。公共交通機関の利用促進に取り組んでまいります。</p>
他	<p>市役所の説明会は、説明が長く、市民との討議の時間が少ない。また、会合の開始時間も配慮がほしい。</p>	<p>皆様のご意見を踏まえ改善に努めてまいります。</p>
他	<p>自治基本条例の市政だよりについては、文字が小さくて見にくかった。市政だより全般についてももっと見やすい工夫をして欲しい。紙質も検討を。</p>	<p>自治基本条例について周知を図ることが必要と考え、素案全文の掲載をしたため、紙面の制約もあり文字が小さくなりました。なお、市政だよりの紙面づくりについては、市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。</p>

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
他	条例案が議会で否決されたらどうするのか。	議会での承認がいただけるよう努め、平成17年第1回定例市議会に提案し、平成17年4月の施行を目指しております。
他	水道局の指定工事店の制度は必要ないのでは。行政と業者の密接なつながりができ、問題。市民に工事先の選定は任せてほしい。	安全な水道水を供給するため、水道法の基準を満たす給水装置工事業者を予め指定しております。工事先につきましては、この工事店の中から選定をお願いします。
他	税収が上がるような政策も必要。	地方分権改革に伴い、地方自治体には、財政運営面においても自立していくことが強く求められており、本市においても、これまで以上に、行財政改革に積極的に取り組むとともに、地域経済の活性化を図り、自主財源の確保に努めていかなければならないと考えております。
他	説明会は、市の職員が勉強不足で話ができなくて困る。	研修等を行い、職員の資質の向上を目指します。
他	他市町村では父子手帳が発行されて、出産に際する講座の受講を求めている。この取り組みは、少子化対策に成果を挙げており、ぜひ取り入れていただきたい。	社会全体で子育てを支えていく子育てしやすい環境づくりに取り組んでいきます。
他	地域に幅の狭い道路しかなく、防災の点からも問題がある。H7年に陳情をし、整備について市長も確約したものの、今だ着手されていない。	今後、地域の様々な課題については、地域と連携を図りながら、地域のまちづくりが推進されるよう支援していきたいと考えております。
他	地方分権改革というが、地方自治法は改正されたのか。	地方自治法については、平成12年に大幅な改正が行われ、例えば機関委任事務も廃止されました。

条文	意見・提案概要	回答及び本市の考え方
他	駐輪場の利便性が悪い。環境の面からも自転車を生かした施策を。	自転車にやさしいまちづくりに取り組んでまいります。
他	町内では、公園問題やコミセンの建設要望がある。	様々な地域の課題に対して、住民の皆様が協働して取り組んでいくための組織である校区自治協議会の設立を推進していますので、その中で要望していただければと考えています。
他	都市・建設部門の職場では、行政が市民より上だという意識がある。職員の意識改革を。	研修等を通じて、職員の意識改革にも取り組んでまいります。
他	予算の使途についてもっと節約できることがあるのではないかな。	平成16年度から自主節減推進予算制度を実施し、より無駄のない予算の執行を促すなど、行財政改革推進計画を着実に推進してまいります
他	療育センターの件を10年前に議論していたが、かたちになってない。担当者が変われば消えてなくなる。	継続的な市政を進めるため、事務の引継ぎ等を徹底していきたいと考えております。
他	この条例は、市長が変わったからできたのか。	地方分権時代の新しい熊本づくりにおいては、市民、市議会、市の執行機関等の協働によるまちづくりを行っていくことが市政運営の基本となり、そのためには、このような自治の基本ルールを定める条例が必要不可欠と考えることから、その制定に取り組んでいるところです。
他	市道上の木を処理してくれとお願しているが、市役所は中々動いてくれない。この条例ができたなら、迅速に対応してもらえるのか。	個別の案件ごとに、それぞれ課題があると思いますが、本条例の制定の有無に限らず、迅速な対応に心がけるとともに、対応できない場合や時間を要する場合においては、ご理解いただけるよう丁寧に説明することが必要であると考えます。